

平成17年度

包括外部監査の結果報告書

特定の事件 その1 補助金の財務事務執行状況について

特定の事件 その2 財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の
管理運営について

大田区包括外部監査人

公認会計士 中 井 恭 子

包括外部監査の結果報告書 目 次

特定の事件 その1 補助金の財務事務執行状況について

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	外部監査実施対象期間	1
5.	外部監査の方法	1
(1)	監査の視点	1
(2)	主な監査手続き	2
6.	外部監査の実施期間	3
7.	利害関係	3
8.	外部監査人補助者(アイウエオ順)	3
9.	金額等单位	3
第2	外部監査対象の概要	4
1.	補助金の概要	4
(1)	補助金に関する法的根拠等	4
(2)	区における補助金の規模等	4
(3)	補助金の定義	5
2.	補助金の主な分類	5
(1)	交付決定の手順による分類	5
(2)	交付の性格による分類	5
(3)	交付方法による分類	5
(4)	交付財源による分類	5
(5)	補助金の算定方法による分類	6
3.	区の補助金施策	6
(1)	補助金制度の見直し	6
(2)	「補助金・助成金等の見直しに関する指針」の対象とする補助金	6
(3)	補助金等の見直し基準	6
(4)	おおた改革推進プラン2.1最終報告-平成13~15年度実施 状況	7
4.	補助金の確定	9
(1)	補助金、交付金及び負担金のうち補助金	9
(2)	一般会計補助金・交付金・負担金支出の過去4年間の予算決算	

状況	9
5. 監査対象年度の補助金一覧及び外部監査対象とした補助金	10
6. 補助金の執行手続	18
第3 外部監査の結果	19
(1) 監査の結果表	19
(2) 各部課別各論	22
1. 経営管理部	23
2. 区民生活部	39
3. 産業経済部	57
4. 保健福祉部	73
5. こども育成部	99
6. まちづくり推進部	109
7. 100万円以下の少額補助金	127

特定の事件 その2 財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について

第1	外部監査の概要	131
1.	外部監査の種類	131
2.	選定した特定の事件	131
3.	特定の事件を選定した理由	131
4.	外部監査実施対象期間	131
5.	外部監査の方法	131
	(1) 監査の視点	131
	(2) 主な監査手続き	132
6.	外部監査の実施期間	133
7.	利害関係	133
8.	外部監査人補助者（アイウエオ順）	133
9.	金額等单位	133
第2	外部監査対象の概要	134
1.	財政援助団体等の概要	134
2.	財団法人大田区産業振興協会の事業概要	134
	(1) 財団法人大田区産業振興協会の目的	134
	(2) 協会の事業内容	134
3.	協会の組織	136
	(1) 協会組織図	136
	(2) 協会の各グループの業務	136
	(3) 従事職員内訳（平成17年3月31日現在）	137
4.	財団法人大田区産業振興協会の財産及び収支状況	138
	(1) 貸借対照表の概要	138
	(2) 収支計算書の概要	138
第3	外部監査の結果	140
1.	財団法人大田区産業振興協会の事業全般的事項	140
	(1) 自主事業、補助事業、受託事業の概念と返戻関係	140
	(2) 議事録等の管理	144
2.	大田区産業プラザ関連事項	145
	(1) 利用料金の取扱	145
	(2) 大規模修繕と費用負担	147
	(3) 貸出施設の設営・撤去業務委託	149
3.	勤労者共済関連事項	151

(1) 勤労者共済給付金等準備積立基金	151
(2) 勤労者共済事業の収支状況	153
(3) 自主事業と補助事業における費用の配賦基準等	154
(4) 現金等の現物管理	155
(5) 勤労者共済用記念品の給付	155
(6) ビジネス講習会の費用負担	156
4. 個別事項	158
(1) 特定預金、引当資産等の計上根拠	158
(2) 発生主義に基づく賞与の把握	158
(3) 収支報告書の様式等	159
(4) 役員報酬規程について	160
(5) 基本財産の安全性の確保等	160
(6) 環境福祉展の値引処理	161
(7) 大田区産学連携研究開発施設使用における最終決裁	161

特定の事件 その1

補助金の財務事務執行状況について

包括外部監査の結果報告書（その1）

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

補助金の財務事務執行状況について

3. 特定の事件を選定した理由

地方公共団体は、地方自治法により、公益上必要ある場合に補助をすることが認められている。しかし、この補助は区民を取りまく社会情勢、環境等でその必要性も変化してくると考えるのが一般的である。

そこで、大田区（以下、「区」と称す）では、補助金について、その支出効果が一層高まるように見直しを実施するとともに、所期の目的を達成したもののや、必要性の低下したものなどについて、行政効果及び経費負担のあり方の観点から、廃止、削減又は休止を含む見直しを平成13年度～平成14年度（おおた改革推進プラン21の補助金・助成金等の見直しに関する指針により実施）、平成15年度（同指針を基本にして各部局で見直しの取り組み実施）に渡って行い、補助金等の効果的活用と透明性の確保を図っている。

今後これらの見直しは、国の三位一体の改革（税源移譲、地方交付税の削減、地方向けの補助金削減）を受けて、区としてもより厳密になさなければならないと考えられる。また、単年度のみでなく継続的になされることが重要である。

さらに、補助金は、種類や形態が広範囲に及ぶこと、全体の交付金額も重要と考えられることから、補助金にかかる事務執行の合規性ととも、経済性・効率性・有効性について監査を行う必要性があると認めたものである。

4. 外部監査実施対象期間

平成16年度を対象とするが、必要に応じて平成17年度及び過年度に及んでいる場合もある。

5. 外部監査の方法

（1）監査の視点

補助金の事務の執行に関する監査の視点は合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、次のとおりである。

公益上必要と認められるものを対象としているか。

補助金の交付決定は、法令、条例、規則、要綱等に定める手続きに従って行われているか。

補助事業の実績報告は適切に実施されているか。

補助事業の評価、補助金交付団体への指導、監督は適切に行われているか。

・交付先の財政状態との関連から当該補助が継続的に必要なのかどうか。

・補助金の交付先に委託契約をしているという場合の事業の対象区分は適切か。

補助効果の測定による対象事業の定期的な見直しがなされているか。

(2) 主な監査手続き

補助対象は適切かどうか、公益上必要と認められるものを対象としているか。

1) 補助要綱・要領等を分析し、補助金の交付目的、交付事業の内容、補助対象経費が明確になっているかを確認する。

2) 補助事業者が提出する交付申請書に対する審査状況を調査し、要綱、要領で定める事業及び団体等が補助対象になっているか確認する。

補助金の交付決定は、法令、条例、規則、要綱等に定める手続きに従って行われているか。

1) 必要な書類はすべて徴収され、定められた審査・確認が行われていることによって補助金交付が決定されているかを確認する。

2) 補助金交付要綱、要領の制定状況及び規定の明確性、実情への適合性等について見直しを図る必要があるか検討する。

3) 審査文書の作成及び保存状況を確認する。

4) 経済性・効率性の観点から、補助金の額、算定方法及び交付時期は適切か。

・補助金の算定基礎の妥当性について検討する。

・補助金の決定過程の妥当性について検討する。

・補助金の交付時期の適時性について検討する。

経済性・効率性の観点から、補助事業の実績報告は適切に実施されているか。

- 1) 補助金の実績報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であったか検討する。
- 2) 補助金実績報告書に対する審査方法及び補助金交付団体に対する指導監督の状況について検討する。

有効性の観点から、補助事業の評価、補助金交付団体への指導、監督は適切に行われているか。

- 1) 過去の補助実績に基づく評価の資料を検討する。
- 2) 補助金交付団体の補助金による使用支出の効果についての資料(概況報告等)を検討する。
- 3) 補助金交付団体の財政状況等を決算資料等で確かめる。

補助効果の測定による対象事業の定期的な見直しがなされているか。過去の見直しの経過を検討する。どのような点に問題があったかを検討する。

6. 外部監査の実施期間

平成 17 年 7 月 23 日 ~ 平成 17 年 12 月 27 日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査人補助者(アイウエオ順)

公認会計士	上田 孝二郎	公認会計士	古田 昇
公認会計士	鈴木 誠	公認会計士	三田村 典昭
公認会計士	戸高 昭二	公認会計士	森河 道太
公認会計士	鳥海 伸彦	* 公認会計士	吉田 元亮
公認会計士	鳥海 美穂		

* の補助者は、平成 17 年 12 月 21 日で補助できる期間を終了した。

9. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

第2 外部監査対象の概要

1. 補助金の概要

(1) 補助金に関する法的根拠等

補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されており、同法第283条第1項に準用規定が定められている。

また、行政実例(昭28・6・29)では、「『公益上必要がある』か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから客観的に公益上必要であると認められなければならない」と規定されている。具体的には以下の要件を満たすことが必要と考えられている。

行政目的に合致していること、すなわち住民の福祉の向上を目的とすること(合目的性)

補助事業を実施しなければ、住民の福祉向上の効果が生じないこと(有効性、必要性)

補助事業の対象者とそうでないものとの間の公平性を失しないこと(公平性)

しかし、公益の必要性については、解釈が拡張された運用が多くなりつつあるとの批判にもなっている。

また、補助金が交付される主な目的としては、
福祉事業の推進と水準の向上を図るため
産業基盤整備とその安定的発展のため
生活環境の向上を図るため
教育文化活動の奨励や保護のため

等があげられる。

また、一般的に補助金は、一度支出すると対象団体などの既得権的意識により、根拠が明らかな場合を除き減額あるいは廃止が難しいという側面もある。

しかし、補助は、あくまで自主、自立の支援であり、その目的が達成されたものや環境等から当初のような効果が得られなくなったような場合もあるはずと考えられる。

(2) 区における補助金の規模等

区の平成16年度の一般会計歳出当初予算合計は2,072億円であり、補助金、交付金及び負担金合計は123億円(5.9% 4.(2)参照)である。このうち、補助金と解されるものの補助金予算(負担金、交付金を除く)合計は、

72 億円（3.5% 5 の補助金当初予算リスト参照）である。

（3）補助金の定義

補助金、負担金、交付金は地方財務実務提要において以下のように定義されている。区もこの解釈に従っている。

補助金

一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

負担金

法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものである。

交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものである。

2. 補助金の主な分類

補助金の主な分類には、観点によって次のようなものがある。

（1）交付決定の手順による分類

法令の規定に基づき交付されるものと公益上必要があると認める場合に、予算措置によって交付するものがある。

（2）交付の性格による分類

奨励的補助金と運営費補助金がある。

前者は、特定の産業・事業等を奨励するための補助金をいう。後者は、事業を運営するための事業費・人件費・経費等を対象とした補助金をいう。（ただし、後記の外部監査の結果に記載しているが、この事業費・人件費・経費等は具体的な費目として対象にされるべきである。）

（3）交付方法による分類

補助対象者に直接補助するものと、団体等を通して本来の補助対象者に支給する間接的なものがある。

（4）交付財源による分類

区単独、区及び都、区及び都並びに国からの補助金が財源になっているものに区分される。

- (5) 補助金の算定方法による分類
定率補助と定額補助がある。

3. 区の補助金施策

(1) 補助金制度の見直し

区政全般のシステムの改革に向けた取り組みとして、平成12年10月、「おおた改革推進プラン21」基本指針を定めた。これを受け平成13年3月に、平成13～15年度を計画期間とする行動計画を策定し、「受益と負担の適正化」において、補助金・助成金の見直しが行われている。さらに、おおた改革推進プラン21実施本部において、補助金の効果的活用と透明性を確保するために、平成13年6月に「補助金・助成金等の見直しに関する指針」を策定した。

(2) 「補助金・助成金等の見直しに関する指針」の対象とする補助金

区が支出している全ての補助金等(支出科目が「負担金、補助及び交付金」以外でも、補助・負担的性格を有するものを含む。以下「補助金等」という。)を対象とする。

(3) 補助金等の見直し基準

上記指針では次のような見直しを行った。

必要性・実効性の視点からの見直し

既に補助・助成対象事業が目的を達成するなど、時代の変遷や状況の変化によりその事業の成果が上がらず、補助金等の必要性・実効性が薄れてきていると判断されるもの。

事業等の見直し・経費負担率の再検討による見直し

事務事業そのものや、執行方法及び行政と事業執行者等との経費負担率の見直しにより、補助・助成額の見直し又は減額ができるもの。

公平性の観点からの見直し

限定された団体・個人に対する補助・助成で、公平性の観点から見直しが可能なもの。

支出対象の内容整理による見直し

協議会・研究会等分担金で、加入している会等の内容に重複があり、

整理できるもの。

その他

上記設定項目以外で、この指針の目的に合致する見直し。

- (4) おおた改革推進プラン21最終報告 - 平成13～15年度実施状況 -
平成16年7月おおた改革推進プラン21実施本部の最終報告に記載されている補助金・助成金の見直しに関する取り組み実績は次のとおりである。

平成13年度

「補助金・助成金等の見直しに関する指針」を策定
指針による見直し件数33件の結果は以下のとおりであった。

	補助金等の名称
事業廃止、または事業終了予定を明示しているもの	1. 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金
	2. 交通災害共済特別区分担金
	3. 地域工業団体情報ネットワーク化促進助成金
	4. 産業団体人材育成研修事業助成金
	5. 生活センター外壁塗装等負担金
	6. 「ガイドヘルプの集い」参加費用負担金
	7. 高齢者住替え家賃助成
	8. 心身障害者住替え家賃助成
	9. ひとり親家族住替え家賃助成
	10. 老人クラブ高齢者学級助成
	11. 訪問看護ステーション利子補給
	12. 日本知的障害者福祉協会負担金
	13. 歯周疾患検診初年度準備経費
	14. 環境衛生職員研修会費
	15. 食品衛生監視員協議会
	16. 臨時少子化対策特例交付金
	17. 全国病弱養護学校長会負担金
	18. 関東甲信越地区病弱養護学校長負担金
	19. 日本生涯教育学会負担金
	20. 特別区社会教育施設連絡協議会分担金
	21. 文化センターまつり委託
	22. 大田区文化祭事業委託
	23. 生活学校事業委託

	24．子ども交歓会事業委託
	25．心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業
	26．青少年地域活動調査研究費
	27．全国文学館協議会分担金
事業規模縮小・減額を具体的に表明しているもの	1．職員研修分担金(第3ブロック共同研修分)
	2．たばこ商業協同組合連絡協議会分担金
	3．介護予防・生活支援事業補助(健康づくり推進員養成研修)
	4．職員研修分担金(児童福祉行政担当栄養士研修会)
	5．地区交通安全協会費(3 清掃事務所分)
	6．東京都体育施設協会負担金

なお、上記 33 件の現在の状況が、現段階では、明確に把握できていないため上記一覧にその情報を付け加えることができなかった。

平成 14 年度

指針による見直し件数 1 件 がけ等整備資金融資利子補給

平成 15 年度

指針に基づく見直し状況報告書一覧（企画財政課提供資料により作成）より、見直しとなったもの及びその理由は以下のとおりであった。

補助金事業等名	理由等
1．職員研修分担金及び助成金	分担金・助成金の廃止
2．精神障害者通所訓練事業運営費補助	交付額算定方法等の見直し
3．環境衛生職員研究会費	予算に未計上
4．食鳥検査担当者会議負担金	執行せず
5．東京都 HACCP 講習会負担金	執行せず
6．乳幼児医療費助成事業利子補給金	見直し検討中
7．職員各種研修・研究会参加分担金	見直し継続中
8．東京都公立教育研究所協議会会費	退会
9．東京都公立教育相談所連盟会費	退会
10．日本児童青少年精神医学会会費	刊行物のみに変更
11．東京都体育スポーツ振興期成会費	会の解散
12．全国文学館協議会分担金	退会
13．大田区福祉公社に対する助成	解散
14．社会福祉センター共益費	清掃回数等見直し
15．介護支援専門員等業務支援事業	支給対象削減

4. 補助金の確定

(1) 補助金、交付金及び負担金のうち補助金

補助金の役割は、社会保障・教育・公共事業など、地方自治体の重要な施策を実現するための手続きであり、その交付を通じ住民の福祉の向上、各種の施策奨励を図ること等を目的として機能することである。

そして、これらの交付事務を行っている各部局は、当該目的を十分理解し、区民の税金で補助金を支出している重みをより一層認識され、補助金の有効性を常に見直しながら執行されることが望まれる。

資料としては、一般会計について、1.(3)に記載した補助金・負担金・交付金が、予算書の各費目の内訳の「節」に計上されているが、補助金のみ合計は、この「節」のさらに内訳である企画財政課作成の予算特別委員会提出資料内訳から先述の補助金の定義に則して抽出したもの（以下「補助金当初予算リスト」と称す）となっている（負担金、交付金を除く）。

よって、この平成16年度の補助金当初予算リストについては、各部局からの補助金と解される事業を調査票形式にして、千円単位で書き込み提出を受け、当該補助金当初予算リストの事業予算と照合することで当初予算分を点検した（ただし一部四捨五入等端数の差異あり）。

(2) 一般会計補助金・交付金・負担金支出の過去4年間の予算決算状況

ただし、このうち補助金についての抽出は、合理的観点から監査対象のベースになる平成16年度当初予算の分にとどめ、監査対象を選定した上で、必要に応じて個別に前年度比較及び予算決算比較を行った。

補助金、負担金、交付金支出（一般会計）の過去4年間の推移

(単位：千円)

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
議会費	143,444	135,759	134,831	129,834	142,181	139,738	142,546	139,504
総務費	3,357,543	3,708,855	3,078,699	3,066,248	3,288,997	3,375,574	3,317,998	3,114,083
福祉費 (民生費-平成5年度)	1,442,553	1,409,691	1,573,039	1,260,140	2,741,344	2,721,233	1,836,739	1,947,388
衛生費	384,341	376,904	391,639	369,125	359,969	350,622	345,098	343,707
産業経済費	906,612	763,827	688,727	544,086	694,140	697,301	958,279	899,131
土木費	698,054	619,200	228,836	181,258	47,873	44,751	78,855	91,118
建築費	1,064	952	322,963	266,809				
都市環境費								
都市整備費	1,732,525	1,414,996	1,905,431	1,878,432	2,164,042	2,280,478	2,354,291	2,425,779
環境費	20,878	32,778	44,079	39,469				
清掃費	3,343,973	3,332,707	3,142,946	3,103,551	3,133,062	3,108,230	3,096,006	3,085,726
教育費	214,634	213,848	199,958	193,559	228,261	214,932	213,747	201,271
諸支出金								
合計	12,245,621	12,009,517	11,711,148	11,032,511	12,799,869	12,932,859	12,343,559	12,247,707

(企画財政課提供資料による)

5. 監査対象年度の補助金一覧及び外部監査対象とした補助金

監査対象とした補助金は、先ず、一般会計・特別会計のうち一般会計とした。さらに後述の補助金当初予算リスト（一般会計）のうち、

組織図上区長所管の部局

一部局における一補助事業の金額が1,000万円以上のものが約5件以上ある部局を選定し、当該1,000万円以上の補助事業について、監査の対象とした。各センターは、個別に判断し対象外とした。

(ただし、こども育成部は1,000万円以上が4件であるが、今後の少子化問題等もあり、補助金が適切かつ有効に交付されているかをチェックすることがより重要と考えられるため選定した。)

当該選定した部局が執行している100万円以下の少額補助金については、特にその効率性、有効性の観点から監査対象として追加した。

この抽出基準に従って、選定された補助金額及びカバー率はそれぞれ、補助金当初予算リスト（一般会計）のうち、6,243,508千円、86%である。次に、補助金当初予算リスト（一般会計）を掲載する。監査対象には、該当欄にナンバーを付してある。

補助金当初予算リスト（企画財政課提供資料による）

（単位：千円）

監査対象		所管部局課	事業名	平成16年度 当初予算
一般	少額			
		補助金合計		7,240,893
		内監査対象補助金		6,243,508
		議会事務局合計		138,925
			内監査対象補助金	0
		議会事務局	政務調査費	138,000
		議会事務局	健康診断（人間ドック）助成金	925
		経営管理部合計		1,995,042
			内監査対象補助金	1,977,590
1		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等就園費補助金	342,892
2		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	948,059
3		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等入園料補助金	302,600
4		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等振興費補助金	217,805
5		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等預かり保育事業補助金	20,200
		総務課（現幼児教育センター）	外国人学校保護者補助金	9,240
	1	総務課（現幼児教育センター）	外国人学校振興費補助金	1,000
		総務課	更生保護関連団体補助金	1,418
	2	総務課	保護司会会議室使用料補助	360
			総務課合計	1,843,574
6		職員課	大田区職員文化会等入補助金	101,147
			職員課合計	101,147
7		経理管財課	土地開発公社運営費補助金	42,527
			経理管財課合計	42,527
	3	男女平等推進室	女性の海外視察補助	1,000
		男女平等推進室	男女平等センター自主運営助成金	6,794
			男女平等推進室合計	7,794
		区民生活部合計		507,410
			内監査対象補助金	491,510
8		区民生活課	自治会・町会会館整備助成金	38,500
	4	区民生活課	子ども会交歓会補助金	600
		区民生活課	心身障害児交流促進事業補助金	2,000
9		区民生活課	自治会・町会設置防犯灯維持費補助金	32,904

10		区民生活課	大田区文化振興協会運営費事業費補助金	319,655
11		区民生活課	指定保養施設補助金	21,240
	5	区民生活課	大田区消費者問題調査研究団体助成金	900
	6	区民生活課	大田区生活展実行委員会助成金	400
			区民生活課合計	416,199
		防災課	災害弱者に対する支援組織活動助成金	1,100
12		防災課	防災市民組織・市民消火隊助成金	49,790
13		防災課	消防団助成金・共済制度助成金等	15,510
			防災課合計	66,400
		区民・国際交流課	花火の祭典補助	6,000
14		区民・国際交流課	子どもガーデンパーティー補助金	12,011
		区民・国際交流課	O T Aふれあいフェスタ補助金	5,000
			区民・国際交流支援課合計	23,011
		収納課	納税貯蓄組合補助金	1,800
			収納課合計	1,800
		産業経済部		950,405
			内監査対象補助金	928,890
15		産業振興課	財団法人大田区産業振興協会補助金	458,904
16		産業振興課	商店街装飾灯維持管理費・設置補助金	28,840
		産業振興課	商店街振興組合等運営補助金	4,640
17		産業振興課	商店街活性化推進事業補助金	62,217
		産業振興課	産業団体経営・技術指導講習会補助金	2,475
		産業振興課	産業団体実地研修補助金	3,410
18		産業振興課	中小企業融資信用保証料補助金	161,999
	7	産業振興課	勤労者生活資金融資包括保証料	504
		産業振興課	中小企業外国人技術研修生受入団体助成	3,990
19		産業振興課	公衆浴場施設改善助成金	28,500
20		産業振興課	公衆浴場事業補助金	20,639
		産業振興課	公衆浴場バリアフリー化促進事業助成金	7,000
	8	産業振興課	中小企業倒産防止共済掛金助成金	42
21		産業振興課	新製品・新技術開発支援事業補助金	39,200
	9	産業振興課	建築工事あっせん相談助成金	700
	10	産業振興課	空き店舗対策事業補助金	600

22		産業振興課	新元気をさせ！商店街事業補助金	126,745
			産業振興課合計	950,405
		保健福祉部合計		1,131,469
			内監査対象補助金	1,037,794
23		計画調整課	社会福祉法人 E 会への補助金	219,148
	11	計画調整課	民生委員・児童委員研修助成	747
24		計画調整課	公衆浴場組合への補助金	12,470
25		計画調整課	地域福祉推進事業助成	20,000
		計画調整課	大田区社会福祉センター維持管理経費	4,546
26		計画調整課	休日・休日準夜診療設備運営費補助金	13,000
		計画調整課	歯科休日応急診療事業補助金	9,000
		計画調整課	休日調剤振興補助金	8,658
		計画調整課	薬事情報運営費助成金	1,890
	12	計画調整課	妊娠中毒症療養費等利子補給	1
	13	計画調整課	6・9ヶ月児健康診査医療機関利子補給金	4
		計画調整課	看護師確保促進事業補助金	3,000
	14	計画調整課	在宅薬剤師研修費補助	530
			計画調整課合計	292,994
27		介護事業課	K 園に対する補助金	61,579
		介護事業課	痴呆性高齢者グループホーム N に対する補助金	8,400
28		介護事業課	痴呆性高齢者グループホーム整備事業助成金	11,250
		介護事業課	介護サービス第三者評価事業補助金	7,800
29		介護事業課	特別養護老人ホーム等施設整備補助	191,207
30		介護事業課	介護老人保健施設等整備補助	20,000
		介護事業課	大田区老人保健施設建設事業補助金	1,468
			介護事業課合計	301,704
31		障害福祉課	社会福祉法人 Y 会に対する補助金	80,974
		障害福祉課	障害者福祉サービス第三者評価事業補助金	2,100
		障害福祉課	心身障害者（児）地域生活支援事業	6,840
32		障害福祉課	民間協力者助成金（在宅緊急一時保護）	15,000
		障害福祉課	短期入所事業	7,863
33		障害福祉課	地域生活支援事業	15,094

34		障害福祉課	知的障害者施設整備補助	51,082
23		障害福祉課	社会福祉法人 E 会への補助金	146,366
			障害福祉課合計	325,319
35		介護保険課	介護保険制度利用者負担金の支援措置	40,800
	15	介護保険課	介護支援専門員等業務支援事業	720
		介護保険課	長寿高齢者介護保険料支援事業	5,655
		介護保険課	介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減事業	8,064
			介護保険課合計	55,239
36		高齢福祉課	老人クラブ助成	59,777
37		高齢福祉課	社団法人大田区 S センターに対する補 助金	78,045
			高齢福祉課合計	137,822
		新蒲田福祉センター等	交通費補助金等	13,271
			特別雇用奨励金	1,320
			新蒲田福祉センター合計	14,591
		上池台障害福祉会館	利用者交通費補助金	3,800
			上池台障害福祉会館合計	3,800
		こども育成部		662,683
			内監査対象補助金	637,851
	16	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営委員会事 業費補助金	400
		子育て支援課	乳幼児医療費助成利子補給金	7,363
38		子育て支援課	子ども交流センター運営補助	16,717
		子育て支援課	ひとり親家庭医療費助成利子補給金	1,103
			子育て支援課合計	25,583
39		保育サービス課	保育室運営事業補助金	123,602
		保育サービス課	緊急保育運営事業費補助金	7,266
40		保育サービス課	家庭福祉員運営事業補助金	81,361
41		保育サービス課	認証保育所運営費補助金	406,155
		保育サービス課	病後児保育事業費補助金	4,000
		保育サービス課	保育所福祉サービス評価事業補助	5,100
23		保育サービス課	社会福祉法人 E 会への補助金	9,432
			保育サービス課合計	636,916
	17	子ども発達センターわかば の家	利用者交通費補助	184

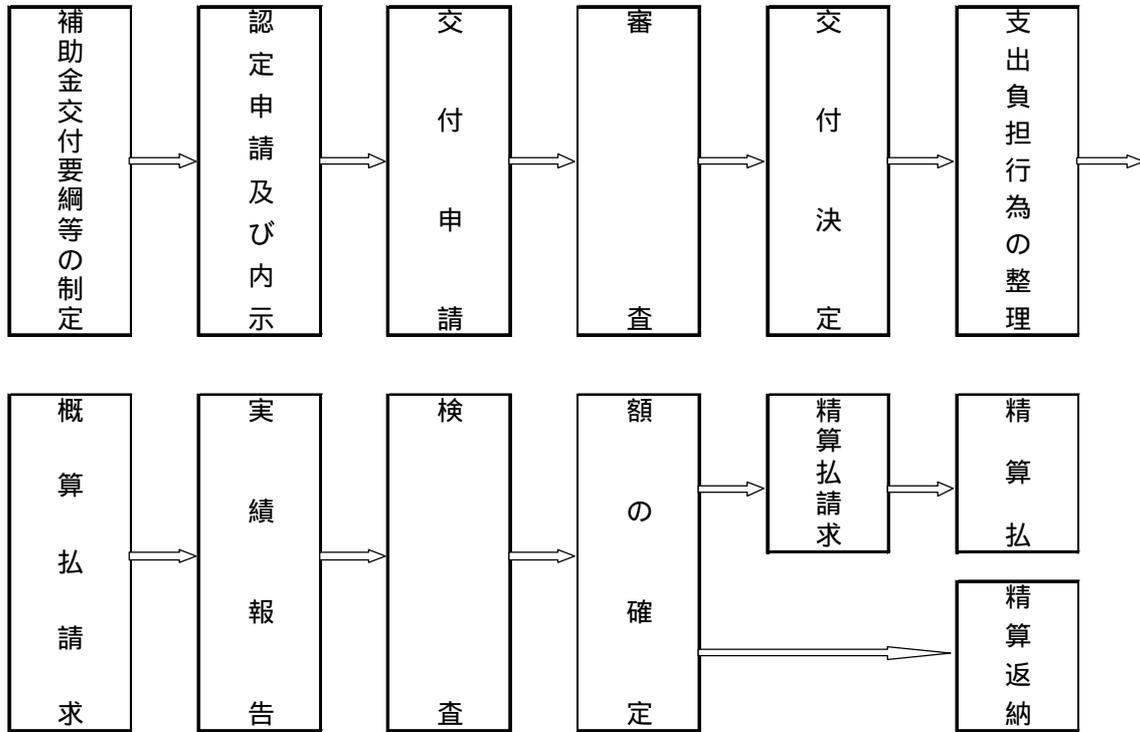
			子ども発達センターわかばの家合計	184
		まちづくり推進部		1,209,504
			内監査対象補助金	1,169,873
		道路公園課	交通安全協会補助金	5,900
		道路公園課	都市計画道路事業助成金	2,000
			道路公園課合計	7,900
		都市開発課	まちづくり協議会運営費補助金	5,200
42		都市開発課	優良建築物等整備事業・土地整備費	90,800
43		都市開発課	建築物不燃化助成金	43,026
44		都市開発課	密集住宅市街地整備促進事業補助金等	200,883
	18	都市開発課	福祉のまちづくり整備助成金	1,000
	19	都市開発課	がけ等整備資金融資利子補給	442
45		都市開発課	都心共同住宅供給事業・共同施設整備費	300,400
		都市開発課	防災生活圈建築物不燃化助成金	8,820
			都市開発課合計	650,571
46		建築調整課	狭あい道路整備助成金	28,929
47		建築調整課	私道排水設備助成金	71,820
48		建築調整課	私道整備助成金	63,987
		建築調整課	防犯灯設置助成金	6,931
		建築調整課	雨水浸透枘設置助成金	7,540
			建築調整課	179,207
49		住宅課	高齢者アパート建築資金借入金利子助成	24,724
	20	住宅課	高齢者等住宅確保支援事業補助金	333
50		住宅課	借上型区営住宅建設補助金	49,118
			住宅課合計	74,175
51		環境保全課	ディーゼル車規制に伴う補助金	54,550
52		環境保全課	保護樹木・樹林補助金	17,901
		環境保全課	生垣造成助成	3,240
			環境保全課合計	75,691
53		まちづくり課	民家防音工事等助成金	221,960
			まちづくり課	221,960
		交通事業本部		108,757
			内監査対象補助金	0
		交通事業課	大田区鉄道駅舎エレベーター等整備促進補助金	22,000

	交通事業課	京急蒲田駅舎総合改善事業補助金	81,548
		交通事業課合計	103,548
	交通開発課	基本計画策定助成金等	2,000
	交通開発課	大田区京浜急行沿線の再開発等推進団体に対する補助金	3,209
		交通開発課合計	5,209
	清掃部		153
		内監査対象補助金	0
	清掃リサイクル課	浄化槽清掃経費助成金	153
		清掃リサイクル課合計	153
	保健所		307,082
		内監査対象補助金	0
	健康推進課	精神障害者通所訓練事業運営費補助金	289,722
	健康推進課	地域生活支援センター事業補助金	16,800
		健康推進課合計	306,522
	生活衛生課	大田区食品衛生教育事業補助金	560
		生活衛生課合計	560
	大田区北地域行政センター		45,014
		内監査対象補助金	0
	まちなみ整備課	大田区体育協会人件費補助	18,888
	まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	984
		まちなみ整備課合計	19,872
	地域福祉課	家賃助成	25,142
		地域福祉課合計	25,142
	大田区西地域行政センター		10,316
		内監査対象補助金	0
	まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	1,728
		まちなみ整備課合計	1,728
	生活福祉課	家賃助成	538
		生活福祉課	538
	地域福祉課	家賃助成	8,050
		地域福祉課合計	8,050
	大田区南地域行政センター		36,137
		内監査対象補助金	0
	まちなみ整備課	自転車駐車場建設助成	7,500
	まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	2,124

			まちなみ整備課合計	9,624
		地域福祉課	家賃助成	26,513
			地域福祉課合計	26,513
		大田区東地域行政センター		11,589
			内監査対象補助金	0
		地域福祉課	家賃助成	10,929
			地域福祉課合計	10,929
		まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	660
			まちなみ整備課合計	660
		教育委員会事務局		126,407
			内監査対象補助金	0
		指導室	大田区教職員互助会補助金	11,125
		指導室	外国人学校振興事業	12,147
			指導室合計	23,272
		大田区図書館	大田区教育研究会補助金	420
			大田図書館合計	420
		社会教育課	財団法人大田区体育協会運営費補助金	102,589
			社会教育課合計	102,589
		学務課	東京都中学校体育連盟大田支部補助金	126
			学務課合計	126

6. 補助金の執行手続

次に、補助金の原則的な執行手続を図示する。



第3 外部監査の結果

《結果等の理解のための説明》

補助金の事業毎にシート形式にまとめ、整理番号を付し概要、【監査の結果】、【意見】を述べている。【監査の結果】は、いわゆる指摘事項（主として合規性の問題）【意見】は監査の結果に添えての意見あるいは、合規性の問題として取り上げないが経済性・効率性・有効性の問題である。

ただし、次の結果表における監査の結果あるいは意見のある件のみのシートを掲載することで簡潔明瞭にした（一部例外あり）。

(1) 監査の結果表

(単位：千円)

対象	所管部局課	事業名	平成16年度 当初予算	結果	意見	
一般	少額					
		対象補助金合計	6,243,508			
		経営管理部合計	1,977,590			
1	総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等就園費補助金	342,892	-		
2	総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	948,059	-		
3	総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等入園料補助金	302,600	-	-	
4	総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等振興費補助金	217,805	-		
5	総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等預かり保育事業補助金	20,200	-	-	
	1	総務課（現幼児教育センター）	外国人学校振興費補助金	1,000	-	-
	2	総務課	保護司会会議室使用料補助	360	-	-
6	職員課	大田区職員文化会等入補助金	101,147			
7	経理管財課	土地開発公社運営費補助金	42,527	-		
	3	男女平等推進室	女性の海外視察補助	1,000	-	-
		区民生活部合計	491,510			
8	区民生活課	自治会・町会会館整備助成金	38,500	-		
	4	区民生活課	子ども会交歓会補助金	600	-	-
9	区民生活課	自治会・町会設置防犯灯維持費補助金	32,904		-	
10	区民生活課	大田区文化振興協会運営費・事業費補助金	319,655			
11	区民生活課	指定保養施設補助金	21,240	-		
	5	区民生活課	大田区消費者問題調査研究団体助成金	900	-	
	6	区民生活課	大田区生活展実行委員会助成金	400	-	-
12	防災課	防災市民組織・市民消火隊助成金	49,790			
13	防災課	消防団助成金・共済制度助成金等	15,510			

14		区民・国際交流課	子どもガーデンパーティー補助金	12,011	-	
		産業経済部		928,890		
15		産業振興課	財団法人大田区産業振興協会補助金	458,904		
16		産業振興課	商店街装飾灯維持管理費補助金・装飾灯設置補助金	28,840		
17		産業振興課	商店街活性化推進事業補助金	62,217		
18		産業振興課	中小企業融資信用保証料補助金	161,999	-	
	7	産業振興課	勤労者生活資金融資包括保証料	504	-	
19		産業振興課	公衆浴場施設改善助成金	28,500	-	-
20		産業振興課	公衆浴場事業補助金	20,639	-	-
	8	産業振興課	中小企業倒産防止共済掛金助成金	42	-	
21		産業振興課	新製品・新技術開発支援事業補助金	39,200		
	9	産業振興課	建築工事あっせん相談助成金	700	-	
	10	産業振興課	空き店舗対策事業補助金	600	-	-
22		産業振興課	新元気を出せ！商店街事業補助金	126,745	-	
		保健福祉部合計		1,037,794		
23		計画調整課	社会福祉法人 E 会への補助金	219,148		
	11	計画調整課	民生委員・児童委員研修助成	747	-	-
24		計画調整課	公衆浴場組合への補助金	12,470	-	
25		計画調整課	地域福祉推進事業助成	20,000		
26		計画調整課	休日・休日準夜診療設備運営費補助金	13,000		
	12	計画調整課	妊娠中毒症療養費等利子補給	1	-	-
	13	計画調整課	6・9ヶ月児健康診査医療機関利子補給金	4	-	-
	14	計画調整課	在宅薬剤師研修費補助	530	-	
27		介護事業課	K園に対する補助金	61,579		
28		介護事業課	痴呆性高齢者グループホーム整備事業助成金	11,250	-	-
29		介護事業課	特別養護老人ホーム等施設整備補助	191,207	-	-
30		介護事業課	介護老人保健施設等整備補助	20,000	-	-
31		障害福祉課	社会福祉法人 Y 会に対する補助金	80,974		
32		障害福祉課	民間協力者助成金（在宅緊急一時保護）	15,000		-
33		障害福祉課	地域生活支援事業	15,094		-
34		障害福祉課	知的障害者施設整備補助	51,082	-	-

23		障害福祉課	社会福祉法人E会への補助金	146,366		
35		介護保険課	介護保険制度利用者負担金の支援措置	40,800	-	-
	15	介護保険課	介護支援専門員等業務支援事業	720	-	-
36		高齢福祉課	老人クラブ助成	59,777	-	
37		高齢福祉課	社団法人大田区Sセンターに対する補助金	78,045		
		こども育成部		637,851		
	16	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営委員会事業費補助金等	400	-	
38		子育て支援課	子ども交流センター運営補助	16,717		
39		保育サービス課	保育室運営事業補助金	123,602	-	
40		保育サービス課	家庭福祉員運営事業補助金	81,361	-	
41		保育サービス課	認証保育所運営費補助金	406,155	-	
23		保育サービス課	社会福祉法人E会への補助金	9,432		
	17	子ども発達センター	利用者交通費補助	184	-	-
		まちづくり推進部		1,169,873		
42		都市開発課	優良建築物等整備事業・土地整備費	90,800	-	
43		都市開発課	建築物不燃化助成金	43,026	-	
44		都市開発課	密集住宅市街地整備促進事業補助金等	200,883	-	
	18	都市開発課	福祉のまちづくり整備助成金	1,000	-	-
	19	都市開発課	がけ等整備資金融資利子補給	442	-	-
45		都市開発課	都心共同住宅供給事業・共同施設整備費	300,400	-	
46		建築調整課	狭あい道路整備助成金	28,929	-	-
47		建築調整課	私道排水設備助成金	71,820	-	-
48		建築調整課	私道整備助成金	63,987	-	-
49		住宅課	高齢者アパート建築資金借入金利子助成	24,724	-	
	20	住宅課	高齢者等住宅確保支援事業補助金	333	-	
50		住宅課	借上型区営住宅建設補助金	49,118	-	-
51		環境保全課	ディーゼル車規制に伴う補助金	54,550	-	-
52		環境保全課	保護樹木・樹林補助金	17,901		
53		まちづくり課	民家防音工事等助成金	221,960		

(2) 各部課別各論

次に、上記結果表を受けて各補助金の各部課別各論を記載する。

1. 経営管理部
2. 区民生活部
3. 産業経済部
4. 保健福祉部
5. こども育成部
6. まちづくり推進部
7. 100万円以下の少額補助金

この補助金については、1 から 6 のシート方式ではなく表形式にし、【意見】を表の後にまとめて記載した。

- * 各シートの概要の記載で区の従来の見直し状況について、「見直し無」と記載された場合の理由欄は、見直し無し理由を記載したものである。
- * 1 から 6 のシートのうち整理番号が、1 つでいくつかの関連補助金を掲載しているものがある。

1. 経営管理部

整理番号 NO1

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等就園奨励費補助金

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 47 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

大田区は、幼稚園類似施設に幼児を在籍させ保育料等を納入した保護者に対して、予算の範囲で、文部科学省要綱に準じ、次に定める範囲内の補助を行うものとする。

補助対象経費：入園料・保育料の合計額

補助対象区分	補助限度額（年額）		
	一人就園二人以上就園の第1子	二人以上就園の第2子	三人以上就園の第3子
生活保護法の保護を受けている世帯	137,700 円	196,000 円	253,000 円
当該年度に納付すべき特別区民税が非課税となる世帯			
当該年度に納付すべき特別区民税の所得割りが非課税となる世帯	104,900 円	176,000 円	246,000 円
当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税額が 8,800 円以下の世帯	80,400 円	161,000 円	241,000 円
当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税額が 8,800 円超 102,100 円以下の世帯	56,500 円	147,000 円	237,000 円

交付先名称 私立幼稚園および幼稚園類似施設

大田区において住民基本台帳もしくは外国人登録原票に記載されている者または記載されていたもので私立幼稚園（および幼稚園類似施設）に保育料等を納入する義務を負うものまたは負っていたもの（3歳児、4歳児、5歳児対象）

交付件数 私立幼稚園 4,775 人 幼稚園類似施設 104 人

補助の目的

幼稚園教育の振興に資するため、保護者への保育料の減免を行った私立幼稚園および幼稚園類似施設に対し補助をする国の補助制度であり、運用としては、園及び保護者の委任を受けて、区が保護者に補助として交付している。保護者一人当たりの負担額では公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くが私立幼稚園に依存している大田区としては保護者の経費負担軽減のため補助制度を実施している。

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	298,508	342,892	399,056
予算現額	336,430	349,253	
実績	336,006	347,467	

負担割合 (国：都：区) 20：0：80

交付要綱名称

幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱（文科省）
大田区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
大田区幼稚園類似施設就園奨励費補助金交付要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無理由

保護者一人当たりの負担額では、公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くを私立幼稚園に依存している。保護者の経費負担軽減のため、引き続き補助制度を実施する必要がある。

【監査の結果】

特になし

【意見】

就園奨励費補助金は、所得制限があるため全園児の保護者が対象になる訳ではない。また、就園奨励費補助金を管理している就園奨励費年間統計表の園児数合計は、当然実際に在園している園児数とは一致しない。また、就園奨励費は、区の住民税システムを基礎として算出されるため、当該システムにデータが正確に入力されていることが前提となっている。よって、実務上は、例外的取引に対して、個別に電算処理ではなく手処理を行っている。

就園奨励費補助金について、二人以上就園の第2子に加算されずに執行がなされたが、保護者からの連絡で判明した。これは、加算コードの入力洩れによるものである。また、保護者の住民税額の判定違いにより支払金額に誤りが数件あった。これは、離婚に伴い対象保護者が替わったが、データが更新されていなかった。入力データのチェックを徹底されたい。

整理番号 NO2

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
補助月額	園児一人当たり 6,500 円に都要綱に定める補助金月額を加えた額とする。 但し、保護者が私立幼稚園等に納入した保育料の月額がこれを下回る場合には、その額を限度とする。

交付先名称 私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者
3歳児、4歳児、5歳児を在籍させ保育料を納入した保護者

交付件数 私立幼稚園 9,146人 幼稚園類似施設 162人

補助の目的

保護者一人当たりの負担額では公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くが私立幼稚園に依存している大田区としては保護者の経費負担軽減のため補助制度を実施している。

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	888,252	948,059	1,047,907
予算現額	937,684	948,059	
実績	934,734	942,445	

負担割合 (国：都：区) 0：25：75

交付要綱名称

大田区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱
東京都私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱

見直しの状況

平成年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

保護者一人当たりの負担額では、公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くを私立幼稚園に依存している。保護者の経費負担軽減のため、引き続き補助制度を実施する必要がある。

【監査の結果】

特になし

【意見】

保護者負担軽減補助金は、申請したすべての保護者が対象になる。また、保護者負担軽減補助金は、区の住民税システムを基礎として算出されるため、当該システムにデータが正確に入力されていることが前提となっている。よって、実務上は、例外的取引に対して、個別に電算処理ではなく手処理を行っている。

しかし、保護者の住民税額の判定違いにより支払金額に誤りが数件あった。これは、離婚に伴い対象保護者が替わったが、データが更新されていなかった。入力データのチェックを徹底されたい。

整理番号 NO3 (注)金額が大きいため概要を記載しています。

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等入園料補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

入園児1人に対して85,000円

但し、保護者が私立幼稚園等に納入した入園料がこれを下回る場合には、その額を限度とする。

交付先名称 大田区在住後に始めて私立幼稚園等に3歳児、4歳児又は5歳児を入園させ、入園料を納入した保護者

交付件数 私立幼稚園 3,359人 幼稚園類似施設 55人

補助の目的

保護者一人当たりの負担額では公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くが私立幼稚園に依存している大田区としては保護者の経費負担軽減のため補助制度を実施している。

予算・実績(平成15年から平成17年)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	300,220	302,600	359,500
予算現額	301,205	296,238	
実績	300,920	289,370	

負担割合 (国：都：区) 0：0：100

交付要綱名称

大田区私立幼稚園等園児保護者入園料補助金交付要綱

見直しの状況

平成15年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

幼児教育の多くを私立幼稚園に依存している大田区としては、保護者の経費負担軽減のため補助制度を継続する必要がある。

【監査の結果】

特になし

【意見】

特になし

整理番号 NO4

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等振興事業

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	213,189	217,805	222,400
予算現額	211,347	217,805	
実績	203,573	212,250	
内訳			
私立幼稚園振興事業費補助金	132,100	132,100	
幼児教育研究費補助金	3,500	3,500	
教材・園具補助金	43,540	43,740	
園児健康管理費補助金	14,353	18,990	
心身障害児事業費補助金	10,080	13,920	

注) 以下に 私立幼稚園振興事業費補助金 教材・園具補助金について記載する。

事業名 私立幼稚園振興事業費補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助額は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人立幼稚園 300万円
- (2) 学校法人立以外の幼稚園 230万円
- (3) 幼稚園類似施設 110万円

補助の対象とする経費は、私立幼稚園等において必要とする次の経費とする。

- (1) 行事費 園の年間行事に必要な経費
- (2) 教育研究経費 教職員が行う幼児教育研究等に必要な経費
- (3) 設備関係費 園内の工作物や設備回収費等に必要な経費
- (4) 給与費 教職員の給与に充当する経費

但し、充当額は当該補助金全額の85%以内とする。

交付先名称 私立幼稚園・幼稚園類似施設

交付件数 私立幼稚園 49 園 幼稚園類似施設 3 園

補助の目的

私立幼稚園及び類似施設（以下「私立幼稚園等」という。）における教育の重要性並びに区内の未就学児の3歳児、4歳児、5歳児の過半数以上が私立幼稚園等に在籍している現状に鑑み、これらの施設の振興に要す経費に対する補助が必要と考えられるため。

負担割合 (国：都：区) 0：0：100

交付要綱名称

「大田区私立幼稚園等振興費補助金交付要綱」

見直しの状況

平成15年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

現在、大田区の3歳児から5歳児のうち半数以上が私立幼稚園に通園している。幼児教育の重要性が言われている一方、核家族化の進行、女性の就労率の高まりから、家庭での教育力が低下し幼稚園の果たす役割は今まで以上に大きい。そのため、幼稚園の安定した経営基盤を築けるよう支援することが必要である。

【監査の結果】

特になし

【意見】

補助対象経費のうち、教育研究経費は、教職員が行う幼児教育研究等に必要な経費とあるが、一部外部の法人からの派遣費用（例、A幼稚園英語講師派遣料450,000円）が教育研究経費に含まれている。外部の法人からの派遣講師の派遣料は、教職員が行う幼児教育研究等に必要な経費に当たるとは、考えられない。

実績報告書の補助金執行額、大田区私立幼稚園等振興費補助金実績内訳書の決算額、補助金充当額の記載方法が申請者に理解されていないため、記載誤りが散見される。記載方法についての指導を徹底されたい。

補助額は、学校法人幼稚園、学校法人以外の幼稚園、幼稚園類似施設で、300万円（従前270万円）、230万円（従前210万円）、110万円（従前100万円）となっている。この補助金の趣旨が、施設の振興に要する経費であり、安定した経営基盤を築けるように支援することと考えると規模を考慮した補助金額の設定をすることが、趣旨に合致していると考えられる。

事業名 大田区私立幼稚園等教材・園具補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助金の額は、次の（１）と（２）の合計額とする。

（１）園児数別

区が定める基準単価（5,000円）に、当該年度の5月1日現在の各私立幼稚園の在園児の実員を乗じた額とする。

ただし、認可されている定員を限度とし、大田区私立幼稚園連合会については、定員又は実員が79名以下の場合は80名として算定する。

（２）園規模別

区分	在園児数	補助単価
A	79名以下	80,000円
B	200名以下	100,000円
C	200名超	120,000円

交付先名称

私立幼稚園及び幼稚園類似施設

交付件数 私立幼稚園 49園 幼稚園類似 3園

補助の目的

私立幼稚園及び幼稚園類似施設が必要とする教材・園具購入費の一部を補助し、もって幼児教育の一層の充実と向上に資するとともに保護者に係わる経費負担の軽減を図ることを目的とする。

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

現在、大田区の 3 歳児から 5 歳児のうち半数以上が私立幼稚園に通園している。幼児教育の重要性が言われている一方、核家族化の進行、女性の就労率の高まりから、家庭での教育力が低下し幼稚園の果たす役割は今まで以上に大きい。そのため、幼稚園の安定した経営基盤を築けるよう支援することが必要である。

【監査の結果】

特になし

【意見】

補助金の交付対象となる教材・園具は、園児が直接間接に使用するもので保育上必要性があり、その成果が十分に期待できるものであることを基準に選定する。よって、本来の教材・園具という文言から解釈すると園児が直接使用するもので、保育上必要性を認めたものが、補助の対象として優位で選定されるべきである。しかし、補助金の使用で園児の間接的使用と考えられる物件で金額的にも大なるもの（例 理想印刷機 1,678,000 円）が見受けられる。直接使用に重点を置くような執行を検討されたい。

大田区私立幼稚園等振興費補助金と私立幼稚園等教材・園具補助金は、申請額で交付され、用途も裁量の余地が高いものも認められているので、要綱をひとつにまとめ、園児数などの規模に基づいた算出基準による適正額を算出し、補助金執行の効率化を図ることが必要である。

整理番号 NO6

部 経営管理部

課 職員課

事業名 大田区職員文化会等助成金

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和40年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
助成金	正会員 @14,400円×5,296名 = 76,262,400円
	準会員(再雇用) @2,000円×325名 = 650,000円
	定年退職者記念品代 @20,000円×129名 = 2,580,000円
	その他区交付金 21,654,000円

交付先名称 大田区職員文化会

交付件数 1件

補助の目的

大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会に関する条例

第1条

区に勤務する職員は、職員相互の共済及び福利厚生を目的とする大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会を組織する。

第2条

区は、大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会の事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金を交付する。

予算・実績(平成15年から平成17年)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	111,487	101,147	91,962
予算現額	111,487	101,147	
実績	110,393	99,057	

負担割合(国:都:区) 0:0:100

交付要綱名称

「大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会に関する条例」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

区助成金が文化会収入の 54% を占めている現状では、助成金の減額は、福利厚生事業の縮小となることから、見直しは困難であると言わざるを得ない。但し、区の財政状況を考慮すると、これ以上の助成金の増額は、困難であるため文化会全般にわたる見直しが必要である。

【監査の結果】

平成 16 年度の予算書には職員退職者会助成として 1,000,000 円が計上されているが、会費については会則第 8 条によりすべて互助給付事業に充当されており、会費は当該事業に使われていないと解される。よって、職員文化会への補助金を使用されていると考えられ、区に勤務する職員を構成員とする職員文化会への補助金の使途としては適切ではない。

【意見】

職員文化会には、区の経営管理部長・職員課長・職員課福利係長がそれぞれ事務局長・事務局次長・庶務会計部長に就任している。補助金の申請を審査する担当部課長等が、申請する側の職員文化会の事務局の要職を兼ねるのはその業務を互いに徹底することに疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。

リフレッシュ助成事業は平成 15～17 年度に 3 年間の定例的でない事業として予算書に計上されていることから平成 15～16 年には実施が確認されるものであり、当該事業についての承認された全体的計画が確認できなかった。なお、平成 16 年度は会員一律に図書券 10,000 円が配布されている。職員文化会は職員相互の共済及び福利厚生を目的として定例的な事業が中心であるべきであり、このような定例的でない事業については慎重に全体的計画に基づく予算を作成すべきであり、当該事業が補助金の対象として適切かどうか判断するよう望まれる。多額の予算を割り当てるのは避けるべきである。

平成 16 年度補助金のうち、21,004,000 円は特別区職員互助組合等からの寄付金を原資としているが、区は当該寄付金を次の制度を背景として受領し

ている。

- ・特別区職員互助組合等が窓口となり、特別区職員を対象に生命保険・損害保険の団体（扱）保険の募集を行っている。
- ・団体（扱）保険は給料からのチェックオフが前提であり、一般の保険に比べ割安な保険料が設定されている。
- ・給料チェックオフは区が行うが、保険会社は集金事務費を特別区職員互助組合等に支払う。
- ・特別区職員互助組合等は、受領した集金事務費の一部を各区の保険取扱件数に応じ各区に寄付する。

従って、受領した寄付金は区のチェックオフ業務の対価と概ね判断できることから、これを全額職員文化会への補助金の原資とすることは適切とは言い難い。

職員文化会予算の歳出のうち、22,253,000 円は給付事業積立金で、将来の大量退職時代を控えて、増加が見込まれる「退職者せん別金」の引当金である。現在、区職員の将来の退職手当増加について、区の基金での積立等の引当が行われていない状況で、職員文化会理事会・評議会で決定した「退職者せん別金」の引当金を補助金の対象に入れるのは、適切とは言い難い。

整理番号 NO7

部 経営管理部

課 経理管財課

事業名 土地開発公社運営費補助金

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和63年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

- ・事務費等の公社運営費
- ・その他区長が必要と認めたもの

交付先名称 大田区土地開発公社

交付件数 1件

補助の目的

公社が公共用地、公用地等を取得するために必要とする運営費を区が負担することにより、公社の事業運営の円滑な推進を図る（要綱第1条）。

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	17,590	42,527	39,036
予算現額	17,590	42,527	
実績	0	15,887	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「大田区土地開発公社運営費負担金交付要綱」

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく法人であり、区に代わって、地域の秩序ある整備に必要な土地の先行取得等を行うことを

趣旨とし、区的全額出資により設立された団体であり、取得した土地の処分は、区への売却のみであるため利益を生じない。

このため、公社の運営上必要な事務費等を区が負担している。

【監査の結果】

特になし

【意見】

経営管理部経理管財課長が土地開発公社常務理事事務局長を兼務しているが、補助金の申請を審査する担当課長が、申請する側の公社の常務理事を兼ねるのはその業務を互いに徹底することに疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。

土地開発公社は、被服貸与及び公社共用被服を購入し、補助金の対象となっている。これらは、「大田区土地開発公社被服貸与規程」に従い購入されているが、貸与品とされる革靴は本来返却を想定される物品ではなく、また洗濯などの場合を除き“職務執行中必ず着用しなければならない。上記規程第8条など適用が困難な規程もある。

現在の状況等も踏まえ、規程の見直しが必要と判断される。

2. 区民生活部

整理番号 NO8

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 自治会・町会会館の整備助成

費目 総務費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 58 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法等

種類	金額等
新築・改築等	基準単価により算出した経費の 50% 限度額 1,500 万円
会館用地購入	固定資産税評価額の 50% 限度額 500 万円
修繕	主要構造部の修理等で区長が必要と認める経費の 50% 限度額 300 万円
解体	既存建物の全部を解体する場合は区長が必要と認める経費の 50% 限度額 50 万円

補助金交付対象となる会館は、次の要件を満たしたものとする。

- ・ 原則として、床面積 50 m²以上であること。
- ・ 地域住民の集会、催物、葬祭の場等として利用されること。
- ・ 維持及び管理運営が自主的かつ自立的に行われること。
- ・ 地域の防災対策として、防火貯水槽、防災資器材置き場等の設置に努めること。

交付先名称 自治会・町会

交付件数 16 年度 修繕 1 件 新築（解体含む）1 件

補助の目的

自治会・町会が地域住民の福祉の増進と自主的活動を強化するために設置する、自治会・町会会館の新築、増築改築もしくは既存建物の購入もしくは用地取得又は解体もしくは修繕に要する経費の一部を補助する。

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	43,500	38,500	38,500
予算現額	43,500	38,500	
実績	35,800	16,158	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「大田区自治会町会会館建設補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有
理由

会館を有する自治会・町会は 6 割を超えているが、整備が必要な自治会もある。会館を建設購入修繕するすべての自治会・町会を対象にしている。地域活動の拠点としての重要性が高まっている。

自治会・町会の要望により、平成 13 年 4 月から補助金の限度額を一部増額している。

【監査の結果】

特になし

【意見】

補助金の交付時期については、完了届が提出され金額が確定した後となっているが補助金の多寡、申請者の請負代金の支払い条件を勘案して、他の補助金と同様に的確な条件を備えた概算払いの制度を要綱に加えることを検討されたい。

整理番号 NO9

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 自治会・町会設置防犯灯維持費補助金

費目 総務費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 42 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助金は、予算の範囲内で交付することとし、その年額は次に掲げる額の合計とする。

- (1) 1 本当たりの年間電気料金の平均単価に、防犯灯数を乗じて得た金額。
- (2) 1 本当たりの年間修理代に防犯灯数を乗じて得た金額。

交付先名称 自治会・町会

交付件数 211 団体 (7,556 本 平成 16 年 5 月 1 日現在)

補助の目的

自治会・町会が設置した防犯灯について防犯灯維持管理費補助金を交付することにより、地域の防犯を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

予算・実績 (平成 15 年から平成 17 年)

(単位 : 千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	32,758	32,904	33,247
予算現額	32,758	32,904	
実績	31,482	31,516	

負担割合 (国 : 都 : 区) 0 : 0 : 100

交付要綱名称

「自治会・町会設置の防犯灯維持管理費補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討 : 見直し有

理由

凶悪な犯罪が増加しているなか、地域の安全確保のため必要である。

電気料金は毎年1灯当たりの平均単価を算出している。修理代は必要最小限と考えられる。防犯灯を設置している自治会・町会すべてに対応している。

【監査の結果】

自治会・町会設置の防犯灯維持管理費補助金交付要綱第4条には、「補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その年額は次に掲げる額の合算額とする。(1)1本当たりの年間電気料金の平均単価に、防犯灯数を乗じて得た額(2)1本当たりの年間修理代に防犯灯数を乗じて得た金額」と規定されている。

しかし、現状の補助金額は、電気料金については、(1)各自治会・町会の4月の電気料の加重平均単価(自治会・町会の4月の電気料を合計したものを合計本数で除したもの)によっているため、要綱の算出基準とは異なる。

その結果、各自治会・町会の受ける補助金は、実費と比較して多くなる場合と少なくなる場合が生じることとなる。補助金の交付の公平性の観点からは、実費を補助する考え方がひとつには考えられる。また、基準本数と基準単価を算定して定額を補助するという考え方もある。

修理代については、要綱にある「1本当たりの年間修理代」を要綱設定以前からの定額補助として算出している。改めて、実績を把握の上、交付方法を見直すか、要綱を実態に沿って適切に改定するか検討されたい。

【意見】

特になし

整理番号 NO10

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 大田区文化振興協会運営費・事業費補助金

費目 総務費 区民生活費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 62 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
管理運営費補助	予算の範囲内

交付先名称 財団法人 大田区文化振興協会

交付件数 1 件

補助の目的

財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例（条例 25 号）に基づき財団法人大田区文化振興協会の管理運営に関して補助を行う。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	214,652	319,655	300,881
予算現額	214,652	319,655	
実績	178,690	288,688	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「財団法人大田区文化振興協会補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有理由

平成 12 年 9 月の財団法人経営改善検討委員会報告書を受けて平成 13 年 3

月で文化振興協会経営改善検討会より報告書が出て、これに伴い具体的な 8 項目について、スケジュールを掲げて見直しの実現を図る。

【監査の結果】

消費税申告納税額が補助対象経費となっている。

平成 15 年度より平成 16 年度にかけての補助対象費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度
運営費補助金	92,200	204,397
(うち消費税補助)	(921)	(2,247)
事業費補助金	86,490	84,290
(うちU協議会助成金)	(16,855)	(19,080)
合計金額	178,690	288,688

消費税は、原則として課税売上時に消費税を預かり(仮受)課税仕入時に消費税を支払い(仮払)差引預かり残額があればこれを納税し、差引仮払い額が超過していれば還付を受けるという構造である。このような構造から考えて、本来的には補助の対象とする項目ではなく、補助の対象からは除外すべきである。

なお、補助金精算書における租税公課(消費税申告納付額)精算額は 2,247 千円であったが、実際の消費税申告納付額は 2,119 千円であった。これは精算書提出日より消費税の申告書提出日が遅いことに起因している。しかし、補助金精算に関する見込額と実績額が異なった場合には何らかの追加的精算が望まれる。

【意見】

U協議会について

上表において内訳を示したように、財団法人大田区文化振興協会(以下、「文振」と称す)に対する大田区の補助金は、その一部をU協議会(以下、「協議会」と称す)への助成金として支出している。協議会への助成金支出に関しては、文振において補助要綱を作成しており、これに基づいて助成事業が行われている。協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、文振への補助事業の所管である区民生活部区民生活課でその執行の監督をより強化されたい。

- 1) U 協議会事業活動助成金交付要綱第7条には会計年度終了後、事業実績報告書（活動報告書及び事業会計決算書、助成額の精算書）の文振理事長への提出が義務付けられている。しかし、活動報告書及び助成額の精算書は毎年提出されているが、事業会計決算書の提出は、なされていないし、徴収もしていなかった。補助事業の執行あるいは精算を審査するためには事業会計の決算書が必要であり、確実にその入手を図るべきである。
- 2) U 協議会事業活動助成金交付要綱第7条に定める事業実績報告書の提出期限は会計年度終了後20日以内（すなわち4月20日）とあるが、監事による会計報告は5月2日付となっていた。監事による会計報告日付をもって収支報告書は確定すると考えられる。確定後の収支報告書に基づく補助金の精算を行うべきであり、20日以内の決算の確定が困難であるのであれば、要綱上の提出期限を見直す必要がある。

文振は、予算申請時は受託事業費の中に人件費を計上していたが、これらを精算時には事業費へ算入している。人件費に関する事業費と受託費の区分が不明確であり、自主事業と受託事業での収入と支出が適切に対応できていない収支となっている。事業ごとの収支の実態を計算し、活動別の収支状況を把握するのが決算書の重要な機能の一つと考えられる。補助金との関連からも正確な事業活動別収支計算を行うべきである。

補助金精算総括表から人件費予算科目別内訳表への対応が非常に把握し難く、現状では結果として効率的なチェックを行う状況になっていない。内訳表の合計額は総括表に記載された数値と連携するような精算書体系を検討すべきである。

自主事業運営積立預金引当金は引当金として処理されているが、その用途は必ずしも限定されてはいないことから、この引当金の性質は余剰資金の内部留保と解せざるを得ない。内部留保にもかかわらず引当金と処理していることから負債の部に計上され、純資産を実数値より少なくしてしまっている。補助金執行における財団の財政状況を把握する場合にその性格を正確に理解されたい。

平成16年度確定の収支決算書と補助金精算書が以下のように一致してい

ない。確定した収支決算書と整合が無い補助金精算書では適正な精算が行われたかどうか判断しがたい。

(単位：円)

補助金精算書			財団決算書計上科目
給料手当	給与	150,536,162	給料手当
	共済組合事業主負担金	7,905,420	福利厚生費
	労災総合保険	129,360	保険料
	区派遣職員旅費交通費	54,500	旅費交通費
福利厚生費・福利厚生委託費	社会保険料	8,940,511	福利厚生費
	労働保険料	1,592,216	福利厚生費
	退職金積立金	1,124,800	退職給与積立金支出
	勤労者共済掛金	105,000	福利厚生費
	健康診断受診量	137,833	福利厚生費

収支計算書と補助金精算書の全体を検証した結果、これらの差異は主として決算確定前に精算書を作成したことや相互に処理科目が相違していることが原因であり、結果として全体の精算金額に問題は見当たらなかった。しかし、必ず決算確定後に精算手続きを行い、収支決算書と補助金精算書の一致が容易に確認できるようにすべきである。

文振への補助事業に事業費補助金として予算計上されていた広告事業印刷製本費 4,005 千円が精算実績 0 円として補助金精算の対象から外れていた。当該項目の支出は実際になされており、補助事業は実施されていたにもかかわらず、文振のチケット収入の計画以上の伸びにより資金的余裕が生じたため、文振の負担としたとのことであった。補助事業として予算申請された項目に関しては、実績があった以上、資金的余裕如何の解釈が入る余地は無く、補助金精算額を増減させる適切な理由には当たらない。広告事業印刷製本費の予算申請手続きならびに予算執行について見直されたい。

平成 13 年 3 月 27 日付の文化振興協会経営改善検討会の報告書の中に、改善提案として「区派遣職員の削減と文化振興協会職員の採用」という項目が含まれていた。ここで「区派遣職員でなければできない事務以外は、文振の採用職員で行うべきである」として、区派遣職員および固有職員（区OB職員）の削減が提言されており、これを受けて当時文化振興協会ではスケジュール

を定め、具体的な削減策（以下、削減案という）が示された（平成 17 年度末区派遣職員 2 名の予定）。

一方、処理の変更としては、平成 16 年度は給料負担に関する扱いが変更（関係法令の改正によるもの）となり、従来、区から給料を支給されていた派遣職員について文振で給料を負担することとなった。これに伴い研修派遣切替経費（102 百万円）という項目で運営費が増加し、この増加分は補助の対象となり、結果として従来の区の給与負担から文振への補助金執行内容が増加となっている。

平成 13 年の当該削減案が示されてから現在までに状況が変化した部分もあると考えられが、平成 16 年度末現在、区からの派遣職員は 11 名在籍していることから、上記処理の変更ではなく、実質面で、当該削減案に基づき改善された点が明確ではないと解される。今後も一層、実質的な経営改善に資する計画を作成され実行されたい。

整理番号 NO11

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 指定保養施設補助金

費目 総務費 区民生活費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和63年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
松や利用者	1泊3000円
京急ホテル利用者	1泊3000円

交付先名称 指定保養施設代表者

交付件数 2件

補助の目的

区民の健康増進に寄与し、その福祉の向上を図るため民間施設を区民保養施設として指定（指定保養施設）し、その利用に際し契約料金の一部補助を行う。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	21,600	21,240	21,240
予算現額	21,600	21,240	
実績	19,317	16,227	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区指定保養施設に関する要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

好評な事業であり、今すぐに見直しをするのは難しいと考えられるため。

【監査の結果】

特になし

【意見】

指定保養所の指定先および一人一回の利用につき区が補助する金額については昭和 63 年の導入当初に決められて以来、17 年間見直しを行われていない。指定先及び金額の見直しは継続して一定期間ごとに行うことが望ましい。

以下のような近年の利用者数の減少からも見直すべき余地があると考えられる。

指定保養施設利用状況

(単位：人)

指定保養所名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
松や	4,468	4,527	3,750	3,438	3,368	2,664
京急ホテル	4,077	3,476	3,236	3,098	3,071	2,745

昭和 63 年に 3,000 円という金額を検討した資料を入手できたが、それ以降検討資料の入手はできなかった。よって、当該金額が妥当かどうかの検討を昭和 63 年以降検討を実施しているとは言い難い。当初の検討より時間が経っていることから今後は一定期間ごとに適正金額かどうかも検討することが望ましい。

整理番号 NO12

部 区民生活部

課 防災課

事業名 防災市民組織・市民消火隊助成金

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和51年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
助成金交付	(1) 防災市民組織 防災資器材、装備品、備蓄物品、ポンプ用燃料等の購入およびその管理費 各種印刷物等作成配布経費 防災訓練、消火訓練等経費 災害弱者の支援活動に必要な経費 その他防災市民組織および消火隊の運営に必要な経費 組織世帯数により、年額 115,000 円 ~ 160,000 円。 (2) 市民消火隊 年額 110,000 円
特別助成金交付	(1) 防災市民組織が前年度の地域防災訓練（当該防災市民組織全員を対象とし訓練項目が 2 項目以上のもの）実績に対して、1 回に限り助成金交付の 20% に相当する額を交付 (2) 消火隊の前年度訓練実績に対して、訓練 1 回につき 3000 円を交付（年 10 回を限度）

交付先名称 防災市民組織及び消火隊

交付件数 防災市民組織 204 組織 市民消火隊 139 隊

補助の目的

自治会・町会を母体とし、かつ、自発的に活動する防災市民組織および消火隊に対して予算の範囲内で防災資器材を支給し、または助成金を交付することにより大地震およびその他の災害に、その被害の軽減を図るとともに、応急対策の確実かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	48,403	49,790	49,960
予算現額	48,512	49,790	
実績	48,512	48,696	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

防災市民組織等に対する資器材の助成および助成金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無
理由

阪神淡路大震災の教訓から、地域ぐるみの防災協力体制の確立・促進が望まれており、防災市民組織の役割は増大している。また、地域住民の防災意識の高揚に伴い、地域防災訓練・消火隊訓練が活発化していることから、防災市民組織運営育成のための助成金は必要である。

【監査の結果】

自治会・町会を母体とする防災市民組織に対して、平成 16 年度特別助成金が交付されているが、事業実績報告書では特別助成金交付の条件である地域防災訓練の実施が記載されていない。実施確認は、少なくとも事業実績確認書で行うべきである。事業実績報告書に記載のない団体（15 団体）に対しては、全てに実施確認の上、当該報告書を提出してもらうように指導されたい。

	自治会・町会名	特別助成金
1	A 自治会	23,000
2	B 自治会	23,000
3	C 会	24,000
4	D 町会	24,000
5	E 自治会	24,000
6	F 町会	23,000
7	G 町会	26,000

8	H会	23,000
9	I町会	23,000
10	J自治会	26,000
11	K会	24,000
12	L町会	23,000
13	M自治会	23,000
14	N町会	24,000
15	O町会	24,000

次の平成 15 年度事業報告書兼収支報告書では、収入金額が支出金額を上回っている（数千円から十数万円）。
この場合の取扱を要綱で明確にする必要がある。

組織名
P自治会
Q消火隊
R自治会

【意見】

次の助成金振込先が自治会名などの肩書がない個人の口座になっている。
自治会・町会への補助金であり、自治会名などの肩書きのない個人口座への振込みは望ましくない。

自治会・町会名	口座名義人
S町会	個人名
T町会	個人名
U自治会	個人名

防災市民組織への特別助成金は地域防災訓練を実施した場合に交付されるが、訓練実績を報告する“防災市民組織等事業実績報告書”の記載内容が明確でなく、交付対象となる地域防災訓練が実施されたか判断がつきにくいケースが散見される。“防災市民組織等事業実績報告書”の記載方法を改める等交付対象に該当するか否かをより明確に判断できるよう改善すべきである。

整理番号 NO13

部 区民生活部

課 防災課

事業名 消防団助成金・共済制度助成等

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和24年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
消防団助成金	3,000,000 円/団
福祉共済制度掛金助成	3,000 円/人

交付先名称 消防団

交付件数 4 団

補助の目的

消防組織法第9条の規定による消防団の強化を図るため。

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	15,510	15,510	15,510
予算現額	15,319	15,510	
実績	15,219	15,198	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

消防団に対する助成金交付要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

消防団の強化を図るため交付しており、削減等の見直しは難しい。

また、福祉共済制度掛金は、消防団員が死亡・傷病等になった場合の弔慰金

及び見舞金等を支給する制度の掛金であるため、削減はできない。

【監査の結果】

平成 16 年度 “ 消防団助成金月別収支調書 ” の年間合計額と “ 消防団事業実績報告書兼収支報告書（平成 16 年度分） ” の科目別金額が一致しない箇所がある。

- (1) A 消防団については、始式費を除き他の全ての科目で不一致がある。
 - (2) B 消防団については、訓練費・予防警戒費・研修費および期末の残高に不一致がある。
- C 消防団の金銭出納帳には、記載漏れ・科目の誤り等が散見される。
とも適正に処理されたい。

【意見】

D 消防団には支出証明という内部資料による支出が 10 件、領収書なしの支出が 1 件ある。外部証憑（領収書等）の裏づけを徹底するように指導されたい。

消防団員福祉共済制度掛金の助成については、定員人数で概算払し、掛金支払人数で精算する方式が採用されているが、掛金支払人数の算出方法は各消防団で異なっている。区で算出方法を統一すべきである。

消防団員福祉共済制度では日本消防協会から払戻金、日本消防協会と東京都消防協会から事務費が各消防団に支払われ、各消防団は自己の収入として処理している。払戻金は本共済の毎年の収支差額であり、区に返還されるよう指導されたい。

事務費についても補助金を原資としていることから、区に返還するのが望ましい。

整理番号 NO14

部 区民生活部

課 区民・国際交流課

事業名 子どもガーデンパーティー補助金

費目 総務費 区民生活費

助区分 継続

補助開始年度 平成 15 年（従来は委託料）

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
計画その他準備に要する費用	予算額全額の 8 割は 8 会場に按分
実施に要する費用	残り 2 割は共通費

交付先名称 大田区青少年対策地区委員会会長会

交付件数 1 件

補助の目的

身近な環境の中で、子どもたちが友達や地域の人々と触れ合う機会を持ち、地域の連携を深めるためのガーデンパーティーの準備および実施に要する経費の全部または一部に関する補助金を交付する。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	12,054	12,011	12,011
予算現額	12,054	12,011	
実績	12,053	11,999	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区子どもガーデンパーティー実施における補助金交付要綱

見直しの状況

特になし

【監査の結果】

特になし

【意見】

当該事業については、主催は、大田区青少年対策地区委員会であるが、区民・国際交流課と区民生活課、及び各地域行政センターの各特別出張所が、次のように、各々業務を担当して支援している形となっている。

区民生活部

区民生活課

18地区の青少年対策地区委員会（以下「青少対」と称す）の運営、地区青少対会会長会（当該補助金交付先）の運営に関する事務（当該事業の実施会議の招集等）

区民・国際交流課

補助金交付、全会場の取りまとめ調整

各地域行政センターの所管である各特別出張所

各地区の青少対の運営及び活動支援（当該事業では、会場実行委員会の事務、地区会議の招集等地区での実質的な運営支援）

このように、補助金使用等のチェック機能は、必要であるが、実際の計画、主催者関係、実施運営等、区の担当が異なり複雑な体制になっている。区の効率的な事務の支援の仕方を工夫されたい。

3. 産業経済部

整理番号 NO15

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 財団法人大田区産業振興協会補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

「財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱」の2条によれば、区長は、協会に対し、協会が行う事業に要する経費のうち次に掲げるものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る。

(1) 人件費、事務費及び事業に係る経費

(2) 区長が特に必要と認める経費

交付先名称 財団法人大田区産業振興協会

交付件数 1件

補助の目的

要綱上記載なし。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	231,496	458,904	451,604
予算現額	248,916	458,904	
実績	223,924	405,071	

負担割合 運営費補助（国：都：区）0：0：100

負担割合 事業費補助（国：都：区）6：0：94

交付要綱名称

財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無
理由

平成14年4月から施行される「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」により、派遣職員の任用形態の根本的な見直しが必要となった。

【監査の結果】

当該補助の目的は要綱上明らかではない。つまり、要綱の第1条（趣旨）には、「この要綱は、財団法人大田区産業振興協会に対する助成に関する条例（平成7年条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が行う事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項及び手続を定めることを目的とする。」とあるだけであり、補助の目的自体は要綱に明記されていない。要綱上に目的を記載することにより、どのような効果を狙って、当該補助金を支出するのか明確にすべきである。

申請時には、（1）申請額（2）事業内容及び補助金支出内訳書を提出することになっているが、合わせて理由書も添付させるように要綱を改定すべきである。

実績報告時に補助金執行についての、補助金精算及び返納額内訳書並びに補助金精算内訳書を入手しているが、補助金の精算内容について、詳細なチェックがなされていない。

第一に、申請外の支出に対して補助がなされている。（固定資産取得支出1,130,325円）

第二に、特定預金支出等に対して補助がなされている。

第三に、証憑による照合がなされた形跡がない。

財団に対しては、実績で平成16年度405百万円の補助金が支出されていることを鑑みると、補助金精算及び返納額内訳書の厳格なチェックをするととともに、検討結果の資料も適切に整理保存すべきである。

【意見】

現在の要綱では、補助対象項目が人件費、事務費及び事業に係る経費と漠然としており、補助内容をより具体的に記載し、明確に記載する必要がある。

現状では、補助対象経費の内に補助対象外と考えられる以下のような支出が含まれている。

退職給与引当金の特定預金として計上した特定預金支出 420,000 円、管理費の内の公益法人会計システム賃借料年額（全額）913,500 円等である。

財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱の第 2 条によれば、「区長は、協会に対し、協会が行う事業に要する経費のうち次に掲げるものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る。」とある。

すなわち、「補助金を交付することができる」という要綱であるので、財団法人大田区産業振興協会の財政状況等を勘案して、その必要性を検討するものと解される。平成 16 年度末（平成 17 年 3 月 31 日）においては、正味財産が 754 百万円ある。このような財政状態にある団体に対しての補助は、継続的に、当該団体の財源的裏付けを勘案して補助金を交付すべきである。

協会の予算策定の段階で、実質的に大田区の産業経済部の審査が入るために、予算におけるコントロールが働いている。

しかし、産業経済部長が大田区産業振興協会の理事を兼務しているため、補助金の申請を審査する担当部長が、申請する側の財団の理事を兼ねるのはその業務を互いに徹底することができるかどうか疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。

実績報告において、残額が生じた場合には、補助金が返還されているが、残額が生じた場合の取扱いが要綱上明確化されていない。明確化することを検討されたい。

現状は、要綱において、交付先からの状況報告、交付先への検査の条項がない。助成事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、助成事業の内容、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができるとする条項を追加すべきである。検討されたい。

計画(申請額)を変更した場合の規定がない。計画を変更した場合は、変更理由書、計画書を適時に提出するように要綱を改定すべきである。検討されたい。

決算書上において、どの事業に区の補助金が支出されたか不明確である。支出についても区の補助金が各事業にどのように使用されたか明確になるように決算書上の摘要欄で開示する等指導されたい。

(参考1)

当該補助金は、特定の事件その2とも関連があるため特定の事件その2を参照されたい。

(参考2)

財団法人大田区産業振興協会寄付行為の第3条(目的)には、「協会は、東京都大田区(以下「区」という。)産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るための産業振興事業と区内中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにこれに準ずる区民(以下「中小企業勤労者」という。)を対象とした勤労福祉事業を、総合的、効率的かつ機動的に展開することにより、区内中小企業を振興し、中小企業勤労者福祉を向上させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。」とある。

整理番号 NO16

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 商店街装飾灯維持管理費補助金・装飾灯設置補助

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	28,840	28,840	
予算現額	36,099	27,500	
実績	36,098	25,996	
内訳			
商店街装飾灯維持管理費補助金	36,098	25,996	
装飾灯設置補助	0	0	

注) 商店街装飾灯維持管理費補助金について記載しています。

事業名 商店街装飾灯維持管理費補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成5年

補助終了年度 _____

補助金算定方法 _____

種類	金額
電灯料補助	<p>(1) 各商店街に設置してある装飾灯の設置延長距離(m)を計算し、20mで除し街路灯の数を決定する。(小数点以下四捨五入)。その1本あたりに年間電灯料相当額@7,200円を乗じた額を電灯料補助金とする。(アーケード保有商店街にあっては、設置距離mを10mで除して上記年間電灯料相当額を乗じた額とする。)</p> <p>(2) 上記で算出した街路灯本数が商店街で保有する本数と同数、または多い場合は商店街の保有する本数を街路灯の数とする。また、商店街の年間支払い電灯料額が基準の額より低い場合は、低い方を補助金とする。</p>
小規模修繕補助	各商店街が年間要した小規模修繕費の額(100円未満切捨て、5万円を限度とする。)

	また、5万円未満の修繕費にあつては、その実額（100万円未満切捨て）。
--	-------------------------------------

交付先名称 商店会

交付件数 131件（電灯料補助）

補助の目的

商店会が設置した装飾灯について、商店街装飾灯維持管理費補助金を交付することにより、商店街の景観維持及び防犯を図り、もって当該商店会の発展と魅力ある商店街づくりに寄与することを目的とする。

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

商店街装飾灯維持管理費補助金交付要綱

見直しの状況

平成15年4月1日見直し有

理由

装飾灯一基当たりにかかる維持管理のための補助額（電力費）を7,200円とした。また本数に関しても各商店街の長さを測定し、そこから各商店街ごとの基準となる「設置基本本数」を算出した。これによって各商店街ごとの電力費にかかる補助額は画一的に決められることとなり、結果的に歳出抑制がなされた。

小規模修繕費補助金（電球、灯具、安定器等取替に係るもの）については、上限が5万円と決められた。

【監査の結果】

要綱と異なる方式によって、設置基本本数が算出されている。

要綱と異なる方式によつたのは、以下の表にある3商店街であり、一部「とび地」について実数によって設置基本本数を算出したものである。要綱に基づく適用をすべきである。理由は、補助金算出方法で、商店街が保有する本数を考慮しない規定、すなわち、「街路灯本数が商店街で保有する本数と同数、または多い場合は商店街の保有する本数を街路灯の数とする。また、商店街の年間支払い電灯料額が基準の額より低い場合は、低い方を補助金とする。」ことを明確にしているからである。

(要綱と異なる本数)

商店街名	調査延長	交付対象本数	飛地合算延長距離	保有本数	要綱による本数
A商店街	399m 20本	22本	494m 25本	27本	25本
B商店街	563m 28本	30本	747m 37本	36本	36本
C商店街	328m 16本	20本	909m 45本	29本	29本

上記の結果、A商店街は3本不足、B商店街は6本不足、C商店街は9本不足となる。要綱を遵守すべきである。

【意見】

補助金交付申請の期日(毎年6月末日)を過ぎて補助金申請がなされたものが散見された。主管課と区商連、商店会の連携をより緊密し、補助金の交付要綱を理解してもらい、さらに、申請期日前にアナウンスすることにより申請期日は守られるものと期待される。検討されたい。

整理番号 NO17

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 商店街活性化事業推進事業補助金

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	62,582	62,217	
予算現額	62,582	62,217	
実績	38,252	39,364	
内訳			
活性化推進事業	36,152	37,264	
区内共通商品券拡充援助	2,100	2,100	

注）区内共通商品券について記載している。

事業名 大田区内共通商品券関連物品購入補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成8年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

種類	金額
作成、宣伝費等	補助金は、事業に関する経費のうち、各号に定める経費で予算の範囲内とする。 （1）取扱店名簿、ポスター等当該事業の宣伝、拡充に資する物品の購入経費 （2）その他区長が必要と認める経費

交付先名称 大田区商店街振興組合連合会

交付件数 1件

補助の目的

大田区商店街振興組合連合会が行う大田区内共通商品券発行事業に要する経費の一部について、大田区内共通商品券関連物品購入補助金を交付することにより、事業の拡充を促進し、区内中小商業の振興を図ることを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	2,100	2,100	2,100
予算現額	2,100	2,100	
実績	2,100	2,100	

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

大田区内共通商品券関連物品購入補助金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

区内共通商品券発行に伴う取扱店名簿・ポスター等本事業の宣伝、拡充に係る経費の助成をしており、区内商店街も活性化の一助として、大田区で種々の事業に区内商品券の活用を図ってきている。

【監査の結果】

補助金は、事業に関する経費のうち、取扱店名簿、ポスター等当該事業の宣伝、拡充に資する物品の購入経費が補助対象経費となるが、以下の購入申請書にある換金申込書は、事業主が換金の際に使用するものであり、補助対象経費から除外すべきである。実績報告時には除外されている。

また、取扱名簿等についても、必要数についての検証を実施した形跡がない。必要数の積算の根拠を合わせて入手すべきである。

購入申請書

（単位：円）

名称	数量	単価	金額
商品券取扱名簿	25,000	20	500,000
商品券吊下げポスタ	1,000	160	160,000
商品券ステッカー	1,000	150	150,000
商品券袋	20,000	13.3	266,000
商品券袋	4,000	22.5	90,000
換金申込書 500 円	200	580	
換金申込書 1,000 円	400	580	348,000

商品券 500 円	50,000	5.5	
商品券 1,000 円	50,000	5.5	550,000
小計			2,064,000
消費税			103,200
合計			2,167,200

【意見】

上述した補助対象除外経費と考えられる経費が購入申請書に記載されていることから、当該補助が本来の目的として必ずしも必要なのが疑問である。補助金の有効性を検討されたい。

整理番号 NO18

部 産業経済部

課 産業振興課

係 融資係

事業名 中小企業融資信用保証料補助金

補助区分 継続

補助開始年度 昭和44年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

東京信用保証協会の信用保証料のうち融資資金50百万円以内の額の保証料を予算の範囲内で補助する。

交付先名称

大田区内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者（大田区中小企業融資基金条例施行規則における一定の条件を成就した法人/個人）

交付件数 962件（平成16年度）

補助の目的

信用保証料の負担を軽減することにより大田区中小企業の振興に資するため。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	261,145	161,999	242,928
予算現額	261,145	161,999	
実績	198,943	259,240	

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

大田区中小企業融資信用保証料補助実施要綱

大田区中小企業融資基金条例及び大田区中小企業融資基金条例施行規則

見直しの状況

平成17年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

大田区では中小企業者に対し経営改善や設備の向上、公害対策等に必要な資金として低利で利用できる各種の融資を実施している。また、上記中小企業の振興に資するべく、当該融資に関する信用保証料を補助し、その軽減を図る目的から大田区中小企業融資信用保証料補助が実施されている。

【監査の結果】

特になし

【意見】

繰上償還については、金融機関からの繰上償還の報告は完全であるとの確認は取れない状況である。区が借受者から返戻請求可能な額の全てにつき網羅的に請求を実施しているか否か不明である。従って、未請求リストの作成は不可能な状況にある。

また、施行規則においては、返戻金の返還が無かった場合、次の融資に係わる保証料補助を実施しないことになっている。しかし、既に完済されているはずが、金融機関から償還報告書の提出がない融資履歴がある場合、繰上げ完済か、約定どおりの完済かはっきりしない。前者の場合、本来返納されるべき保証料の補助金について、返納を求めることの出来ないまま、新規融資のあっせん、保証料の補助が行われる可能性がある。

よって、一定時点における保証料の補助対象である借受者に関する取扱い金融機関または協会に対する残高確認の実施を行うことも識別のひとつであろう。検討されたい。

要綱第3条では借受者が保証付融資を決定した場合、保証料の請求権を取扱金融機関に委任し、取扱金融機関は貸付実行月に属するものを一括して翌月中に区長に請求することを要請している。この期間内に請求がなかった場合には、請求権を放棄したものとみなしている。例外として、区長が特別な理由があると認めるときはこの限りでないとしている。この点に関し、協会の保証日から2ヶ月以上経過後に保証料の請求がなされ、これに対して支出が実施されている案件が見受けられたが、特別な理由に関する資料が存在しなかった。例外処理であるので、理由を書面で保存されたい。

整理番号 NO21

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 新製品・新技術開発支援事業補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成 13 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

種類	金額
開発事業	補助対象経費の 1/2 300 万円を限度額とする。

交付先名称 区内の中小企業基本法に基づく中小企業者

交付件数 13 件 (辞退一社あり、交付決定 14 件)

補助の目的

新製品・新技術開発支援事業を実施する区内工業者等(以下「事業実施者」という。)に、新製品・新技術開発支援事業補助金を交付することにより、区内工業技術の発展を通じて工業の活性化に寄与することを目的とする。

予算・実績(平成 15 年度から平成 17 年度)

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	33,000	39,200	39,200
予算現額	33,000	39,200	
実績	27,796	27,123	

負担割合 (国:都:区)0:0:100

交付要綱名称

新製品・新技術開発支援事業補助金交付要綱

見直しの状況

平成 14 年 4 月 1 日現在での見直しの検討:見直し有

平成 14 年 2 月に補助事業完了前に開発初期経費として交付決定額の 2 分の 1 の額を交付できるよう改正を行っている(要綱第 7 条)

【監査の結果】

補助金申請の所在地要件には「区内に本社若しくは事業所を有する」となっており、また法人事業者が申請の際には 社歴（経歴書）または会社案内会社の登記簿謄本 納税証明書（前事業年度の事業税（都税）の納税証明書）の添付書類が必要となる。

しかし、今回当該補助金の交付を受けた内の 3 社については本店の住所地在が区外であり、大田区内に支店として登記は行っておらず、さらに納税証明書からも大田区で納税していることも定かでないことから、書類審査の上では大田区に活動の拠点が存在するかどうか判別できなかった。

しかし、区としての解釈は登記等に関係なく、実質的に新製品・新技術開発の活動が大田区内で行われていればよいとの解釈で、該当する 3 社についても区は審査上、実態を調査しており問題ないとしている。また、その後要件を満たしている。

補助交付要件の摘要については、厳格に実施すべきである。また、例外的な取り扱いをした場合においては、その理由、手続を明確にすべきである。

【意見】

重複申請された補助金については、1 社について、区の交付決定後、国の交付決定があった。その結果、区の補助金は辞退された。補助金の交付決定審査において、他の補助金への重複申請を行っているかどうかの確認をとり、他の交付金の交付申請書等を添付させ、区の交付決定後他の交付決定がなされた場合には、区に対する返還手続を要綱上で明文化すべきである。検討されたい。

整理番号 NO22

部 産業経済部

課 産業振興課

事業名 大田区新・元気を出せ！商店街事業補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成3年5月（途中名称及び内容変更）

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内又は次に掲げる1事業当たりの補助限度額のいずれか低い額とする。	
イベント事業	6百万円
活性化事業	1億円
共同事業	複数の商店会等が協同又は協力してイベント事業又は活性化事業を行う場合においては、各商店街等のイベント事業と活性化事業の額を合計した金額。
また、上記の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業の場合の区が商店会に交付する補助金の額は、東京都から区に交付される補助金の額と同額とする。	

交付先名称 商店会

交付件数 イベント事業 69件 活性化事業 9件

補助の目的

区内商店街が消費者ニーズ・環境・防災・高齢者等問題に対応した魅力ある商店街づくりを行う事業に対し、大田区新・元気をだせ！商店街事業補助金を交付することにより、区内商店街の活性化を促すとともに地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とする。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	7,644	126,745	122,731

予算現額	119,487	126,745	
実績	103,644	83,902	

(上記については都及び大田区の合計額)

平成 16 年度予算実績内訳

(単位：千円)

	予算	実績
イベント事業補助(都分含む)	81,151	20,429 (50,602)
活性化事業補助(都分含む)	45,594	16,650 (33,300)

負担割合 (国：都：区) 0：56：44

交付要綱名称

大田区新・元気を出せ！商店街事業補助金交付要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日以降の見直し：該当なし。

「大田区商店街整備事業補助金(東京都等商店街事業補助)」が平成 15 年度以降「大田区新・元気出せ！商店街事業補助金」に改編された。

【監査の結果】

特になし

【意見】

イベント事業は、要綱第 3 条において、「商店会等の主催又は共催により当該補助事業者の街区内において連続する期間において行われる、商店街等が自ら企画し実施する行事及び催事に係る事業をいう。」と規定されている。連続する期間とは、運用上 1 日も含むものとされ、補助金が執行されている(例、Sフェスティバル)。しかし、この補助金は、区内商店街の活性化を促すとともに、地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的に交付されるものであるから、連続した期間というのは少なくとも 1 日と捉えるより 2 日以上と考えることが活性化に寄与すると考えられる。要綱の適用にあたり疑義が生じる取扱いは望ましくなく、明確な文言となるよう検討されたい。

4 . 保健福祉部

整理番号 NO23

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 社会福祉法人 E 会への補助金

費目 福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 42 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助の対象

区長は、E 会に対し、次に掲げる経費につき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- (1) E 会の行う事業に関する人件費及び事務費
- (2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費

交付先名称 E 会

交付件数 1 件

補助の目的

福祉活動を推進する各団体の中核的存在である E 会に助成を行うことにより、住民福祉の向上をはかる。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	226,406	374,946	356,931
内訳			
計画調整課	87,095	219,148	202,829
障害福祉課	130,343	146,366	144,429
保育サービス課	8,968	9,432	9,673
予算現額	226,406	377,946	
実績額	212,402	339,835	

各課別の補助金一覧表は次の通りである。

(単位：円)

	事業名	既交付額	執行額
1	職員人件費	141,590,986	126,635,723
2	事務費	5,266,260	3,767,170
3	ボランティアのまちづくり推進事業	20,629,810	20,141,878
4	福祉サービス利用援助事業	17,146,376	17,015,076
5	民生委員研修費	40,000	0
6	自主民生委員協議会開催費助成	589,200	597,600
7	地域福祉活動振興助成	5,000,000	4,915,470
8	4階会議室運営経費助成	480,000	321,810
9	食事サービスボランティア助成	8,000,000	7,603,370
10	情報提供相談事業	5,742,002	2,979,900
11	家事介護サービス	7,175,208	6,461,697
12	食事サービスボランティア助成	4,119,712	3,219,277
13	会食サービス	177,132	171,736
14	ホームヘルパー養成研修	3,191,023	2,298,711
	計画調整課計	219,147,709	196,129,418
15	心身障害者団体レクレーション行事	2,090,000	1,672,000
16	重度心身障害児レクレーション行事	352,000	352,000
17	心身障害者団体運営事業経費助成	1,500,000	1,500,000
18	大田区原爆被害者の会への助成	80,000	80,000
19	ファックス経費助成	128,000	90,757
20	リフト付自動車運行助成	2,700,000	2,531,200
21	心身障害児(者)通所訓練事業補助	130,003,000	116,151,029
24	心身障害者紙おむつ支給事業費補助	9,513,000	9,241,942
	障害福祉課計	146,366,000	131,618,928
25	民間保育所等職員被服助成	6,334,560	6,336,350
26	民間保育所在園児服支給	239,690	234,735
27	児童福祉施設児童用共用備品贈呈	1,040,000	906,609
28	児童福祉施設児童贈物	1,817,274	1,559,350
	保育サービス課計	9,431,524	9,037,044
29	母子寡婦福祉協議会指導者研修会	0	50,000
	合計	374,945,233	336,835,390

人件費補助の内容、固有職員11名、区OB職員4名、区派遣職員5名

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

社会福祉法人 E 会に対する助成に関する条例

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無
理由

大田区福祉公社の解散に伴い公社から引き続く事業のあり方、助成のあり方について検討した。16 年度の予定として、E 会が実施している各種団体等への補助について見直しを行っていく。また、社会福祉協議会への助成のあり方全般についても検討を進める。

【監査の結果】

申請書添付書類の理由書が提出されていないまま、補助金が執行されている。また、15 年においても入手した形跡がない。また、当該補助金は、予算の執行委任は計画調整課であるが、予算は、障害福祉課、保育サービス課にまたがるものである。この各々の部課も理由書を要求していなかった。（但し、当該監査期間内で、平成 16 年度、平成 17 年度の理由書を部局で入手した。）

申請書の添付書類として要求されるものは、次のものである。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 別に国又は他の地方公共団体からの助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

申請書の添付書類たる理由書を入手し、理由が妥当であるか検討し補助金を執行すべきである。

E 会に対する補助は、条例第 2 条で、(1) E 会の行う事業に関する人件費及び事務費 (2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとなっている。しかし、人件費補助 (固有職員 11 名、区 O B 職員 4 名、区派遣職員 5 名) について、各職員がいかなる職務に従事しているか詳細に把握していない。詳細に把握して、補助金を執行すべきである。

心身障害児（者）通所訓練事業補助の一部補助金交付額が基本経費の算定基礎日数誤りのため過大（基本経費 2 日分 193,516 円）である。実績のチェックを徹底されたい。

【意見】

社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条によれば、E会に対して、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) E会の行う事業に関する人件費及び事務費

(2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費

となっている。

「補助金を交付することができる」という条例であるので、E会の収支の状況、財産の状態等を勘案して、その必要性を検討するものと解される。収支の状況とは、収入がどのような内容に基づいて構成されているかを単年度ではなく、経年比較で検討することを意味する。また、財産の状態とは、資産と負債がどのような構成になっているかを検討することを意味する。そして、E会の収支の状況及び財産の状態を、単年度ではなく、継続的に把握し、当該団体の財源的裏付けを勘案して補助金を交付すべきである。検討されたい。

平成16年度の資金収支内訳書の地域福祉事業経理区分に、地域福祉推進課の人件費の計上は見当らない。事業活動収支内訳書の同区分に於いても、職員給与、手当等の計上は、見当たらない。実際の状況をより正確に反映した事業区分別の決算書内訳の作成を指導し、本来補助すべき金額を算出できる資料を入手すべきである。

E会を通して、間接助成をしている場合であっても、直接助成と同様に管理する必要がある。所管課では、E会から基礎資料を入手しているが、入手すべき書類についての整理保存が徹底されていない。入手すべきリストを作成することにより、整理保存を徹底されたい。

E会平成16年度決算書(一般会計資金収支計算書)上の区への返還支出は、次の表のように、15,187,951円である。当該金額は、平成15年度の区への返還金額である。一方、平成16年度のE会からの区補助金の精算書では、返還金額が38,109,843円となっている。

区が平成16年度の補助金返還分として認識するのは、精算書の返還金額であるため、当該金額について、確認するためにも、決算書との照合を実施されたい。返還金も現金主義(支出時)ではなく、発生主義(未払金)

で計上するよう指導されたい。

	E 会	大田区	差額	理由
補助金 収入	377,945,233 円	374,945,223 円	3,000,000 円	計画変更額の 漏れ
返還金	15,187,951 円	38,109,843 円		現金主義

申請額並びに既交付額がないまま、実績一覧表に基づき執行がなされている。(母子寡婦福祉協議会指導者研修会 50,000 円)

民間保育所等職員被服助成については、区職員との均衡のための助成とのことであるが、単価改定がなされていない。必要性も含め検討されたい。

整理番号 NO24

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 公衆浴場組合への補助金

費目 福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 49 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

公衆浴場 1 軒あたりの助成額 145,000 円

但し、補助金の全額を各浴場経営者に交付するか、一部を組合活動に活用するかについては、それぞれの組合の任意。

交付先名称 大田区公衆浴場業生活衛生同業組合

交付件数 3 組合 83 件

補助の目的

大田区内の公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「補助事業者」という。）が、区民の保健衛生維持のために要する事業の拡充強化とその円滑な運営を行うことを目的とする。

補助金の交付対象は、補助事業者が当該年度において、次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものである。

- (1) 従業員の福利厚生事業
- (2) 区民の保健衛生関係事業
- (3) その他区長が必要と認める事業

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	13,485	12,470	12,035
予算現額	13,485	12,470	
実績	12,470	12,035	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区公衆浴場業生活衛生同業組合事業助成金交付要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

助成の目的である「区民の保健衛生維持のために要する事業の拡充強化とその円滑な運営をおこなうこと」について考慮し、その目的に対し一層実行性のある助成となるよう、助成内容について検討する。

【監査の結果】

特になし

【意見】

補助金交付要綱上は、従業員の福利厚生事業と区民の保健衛生関係事業に、どれだけ支出すべきかという定めはない。しかし、公共の福祉の増進にかかる区民の保健衛生の向上をはかるための、大田区内の公衆浴場組合が実施する事業に対する補助金の交付なのであるから、区民の保健衛生にかかる事業に対して重点がおかれるべきである。

しかし、組合によっては、従業員の福利厚生と区民の保健衛生の支出割合が、約 40%と約 60%のものも見受けられる。

また、現状一律 145,000 円の補助であるが、浴場の規模が異なれば、当然保健衛生にかかる経費も異なる。補助金額・交付方法についても検討されたい。

補助金の見直しは、助成目的に即した有効な支援を行えるように検討することになっているが、現在は具体的に検討がなされていない。具体的な検討をされたい。

整理番号 NO25

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 地域福祉推進事業助成

費目 福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 (助成)平成11年度 (特別助成)平成15年度

補助終了年度 (特別助成)平成18年度

補助金算定方法

助成金の交付額は、基準額に補助率を乗じて得た金額と対象経費に係る所要額から対象経費に係る収入額を控除した額と比較して少ない額。(特別助成除く)

交付先名称 助成1団体 特別助成4団体

助成(特別助成除く)

- (1) 大田区在住の利用会員が、全利用会員の80%を超えていること。
- (2) 自発的な市民の参加によって、福祉サービスを提供する非営利団体とする。
- (3) 原則として利用会員数が、70名を超える中規模及び大規模団体。

交付件数 5件

補助の目的

助成

地域福祉団体が実施する福祉サービスの事業に対して、安定した運営ときめ細かな地域福祉活動が行えるように経費の一部を助成し、高齢者、障害者の福祉サービスの拡大と質的向上を図ることを目的とする。

特別助成

平成14年度東京都地域福祉振興事業の助成対象であった、地域福祉活動が行えるように経費の一部を助成し、高齢者及び障害者の福祉サービスの拡大と質的向上を図ることを目的とする。

予算・実績(平成15年度から平成17年度)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	27,468	20,000	16,700

予算現額	18,545	20,000	
実績	18,545	15,515	

負担割合（国：都：区）（助成） 0：50：50 （特別助成） 0：100：0

交付要綱名称

大田区地域福祉推進事業助成要綱

大田区地域福祉推進事業特別助成要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

助成対象となっている各団体の福祉サービスについて、区で実施しているサービス及び他の助成金とのバランスを考慮し、助成の内容・助成額等について検討する。区民活動支援の観点から助成方法の検討をすすめる。

【監査の結果】

A 会

人件費のうち、実績報告時の積算根拠が不明確である。

予算申請時には、時間単価計算であったが、実績報告時には、定額となっている。

また、予算の精度、実績の承認に疑義があるが、区によるチェック、指導が十分になされていない。補助金の交付要綱第 11 条（状況報告）で「区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るために必要と認めるときは、助成事業内容、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。」とある。当該事例は、まさに、交付要綱第 11 条を適用すべき事例である。実績報告時に疑義が生じた場合については、厳格にチェックすべきである。

【意見】

計画が変更された場合は、適時に変更計画書を提出するように要綱を改定すべきである。特に、予算外の定額人件費については、より厳格な審査手続をすべきであるが、いかなる審査がなされたのかが不明であるので改善されたい。

B 会

助成区分のうち、利用会員数、実績件数、派遣時間数のうち、3 要件のうち

ち2要件を満たせばAランクとなる。B会は実績報告書上で、2要件を満たしていると考えられるが、交付要綱の派遣時間数の捉え方が不明確なためBランクが適用されている。派遣時間数の捉え方を明確にされたい。

整理番号 NO26

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 休日・休日準夜診療設備運営費補助金

費目 衛生費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和49年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

設備運営費 A 医師会・B 医師会 @3,000,000 円
C 医師会 @5,000,000 円(エレベータ工事費含む)
土曜準夜設備運営費
A・C 医師会 @1,000,000 円

交付先名称 社団法人 A 医師会、B 医師会、C 医師会

交付件数 3 医師会

補助の目的

休日診療、休日準夜診療及び土曜準夜診療事業を確保し、その業務の円滑を図るための補助。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	11,000	13,000	11,000
予算現額	11,000	13,000	
実績	11,000	13,000	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区休日診療・休日準夜診療及び土曜準夜診療事業補助要綱

見直しの状況

- ・平成15年度に A 医師会の土曜準夜診療設備運営費が追加された。
- ・平成16年度に C 医師会の休日診療設備運営費が 300 万円から 500 万円に増額

された。

【監査の結果】

補助対象経費の施設費に、C 医師会館のエレベータ全面撤去・新設工事費代の全額が補助対象となっている。C 医師会館の土日、休日の一部施設を賃借(施設使用料月額 10 万円)して診療している状況を鑑みると、建物付属設備を構成するエレベータについての全面撤去・新設工事代金を全額補助対象経費とすることは、妥当でなく、応分の負担とすべきである。この結果、従来、補助金額は、各医師会定額であったが、C 医師会については、平成 16 年度は設備運営費が 300 万円から 500 万円に増額されている。

【意見】

また、従来は、補助額が定額であり、実績がかなり補助金額をオーバーするため、証憑のチェックはなされていなかった。しかし、実績をみると算入経費にも各医師会ばらつきがあるため、証憑に基づくチェックを実施する必要がある。

その結果、経費の実績に応じた補助金交付も検討すべきである。

整理番号 NO27

部 保健福祉部

課 介護事業課

事業名社会福祉法人 K 園に対する補助金

費目 福祉費 社会福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 平成 3 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
養護老人ホーム運営費助成	施設維持管理費補助（光熱水費、施設保守管理費、清掃等業務委託費） 補助率 50% 介護職員 2 名分補助 直接処遇職員手当差額 全社協・共済会
法人健全運営のための人件費・運営費	本部事務局長 本部総務課長 法人固有職員 法人固有職員 法人固有職員

交付先名称

社会福祉法人 K 園（特養 6 箇所、高齢者在宅サービスセンター 11 箇所在宅介護支援センター 7 箇所、軽費老人ホーム L 園の受託経営実施）

交付件数 1 件

補助の目的

当区の特別養護老人ホーム等の受託法人である当法人に対し補助を行うことにより、同法人の健全な運営を確保する

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	57,423	61,579	62,129
予算現額	57,423	61,579	
実績	57,423	61,579	

負担割合 (国：都：区) 0：0：100

交付要綱名称

社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例
社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

高齢者に対する介護サービスについては、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター等で行い、その運営についてはK園に委託をしている。

本部人件費については各施設の調整、人事管理、緊急時の対応等本部機能の強化のため必要である。

【監査の結果】

養護老人ホーム運営助成費の内訳のうち、当法人が独自に基準を定め支給している、直接処遇職員手当差額（132 千円）については、区が補助対象経費とするのは適切ではない。

【意見】

平成 16 年度において、区の入手している K 園の資料によれば、区から K 園への委託料予算減少に伴い、K 園では理由は明確ではないが単独在宅サービスセンター会計に計上していた事務員人件費 5 名分を本部会計に計上したと解される。そして法人本部ではこの分に繰越金を充当したと思われる。この結果本部会計予算書上職員俸給が前年度比で以下のように増加した。

(単位千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	増減額
職員俸給	16,187	32,000	15,813
職員俸給手当	9,400	20,800	11,400

この場合、当該職員俸給は、本来、本部会計ではなく在宅サービスセンター会計に計上すべきであり、事業別の正確な決算をゆがめる結果となる。

補助事業は本部会計および養護老人ホームに対して行われているが、必要な補助金額を算定するには事業別の正確な決算を目指すべきである。本部会計でも養護老人ホームでも、適切な収支計算の結果なお不足しているという状況での補助金充当であればやむをえない面もあると考えられる。

その判断の基盤となる全体の予算および収支計算については事業別という点に関して正確なものを入力するように望まれる。

区は、K園に対して、養護老人ホーム運営費と本部会計人件費を補助対象事業としているほか、老人介護を主とした委託契約をしている。

K園は本部会計の人件費として、本部14名中6名に対する補助を区より収受している。しかし、この本部人件費補助対象者の職務内容の中には、区委託事業にかかわる職務も含まれており、正確な事業別計算を行うには当該本部人件費を各委託事業の負担として配分することも考えられる。現状では、本来は委託費の対象とすべき経費が補助の対象となっており、補助金と委託料との間で対象経費にいきりくりが生じている場合もありうる。

一方で区の本部人件費補助の対象となっていない本部の8名のうち区委託事業に係わる職員については、実際には区の委託料により賄われているとの担当課よりの回答を得た。実態に合わせた決算書等を入力すべきである。

補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額が収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準を、その団体の正味財産額等の内部留保等の金額を用いることが有用である。区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていないが、今後は検討されたい。

整理番号 NO31

部 保健福祉部

課 障害福祉課

事業名 社会福祉法人 Y 会に対する補助金

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成 5 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 実費

人件費・事務費・事業費等

交付先名称 社会福祉法人 Y 会

交付件数 1 件

補助の目的

社会福祉法人 Y 会が設置経営する知的障害者通所授産施設について、区立授産施設と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。

(就労対策事業)社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。

(本部事務局)Y 会の本部事務局体制を整備する。

予算・実績(平成 15 年度から平成 17 年度)

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	85,019	80,974	84,545
予算現額	85,019	80,974	
実績	80,471	78,834	

負担割合(国：都：区)0：0：100

交付要綱名称

「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

【監査の結果】

「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」の第 3 条第 3 号によれば、補助金申請に当たって“別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類”を添付する必要がある。知的障害者通所授産施設について東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金を受領しているが、当該補助金について第 3 号書類が添付されていない。

【意見】

知的障害者通所授産施設に対する補助目的として“区立授産施設と概ね同水準の処遇内容を確保するため”が掲げられ人件費・施設維持費・処遇改善費・保険衛生費が補助されている。区の施設では少なくとも人件費については、国の基準を上回る看護師等を配置しており、この差が補助の対象になっているが、その他の費目については明確な区の基準が把握できないことから、その基準を上回る費用の把握もできないといわざるを得ない。よって、区は区の基準と国の基準の差を明確にして、この差をカバーするための費用を各費目毎に積算し、補助申請額を審査する必要がある。

書類を整備点検されたい。

離職障害者就労対策事業についての平成 16 年 4 月 1 日の補助金交付申請書によれば“開設以来 11 年目を迎え 開設以来 28 名の就職者を送り出すことができました。”と記載されている（障害福祉課の調査では、就職者 31 名）。施設の定員 19 名に対し 1 年平均で約 3 名の就職者である。本事業は、授産施設としての側面もあり、補助目的とされる離職障害者就労対策事業と授産施設の双方での実績を分析し、補助金支出とその効果（必要なところに十分行きわたっているかどうかの視点など）を適切かつ継続的に把握する必要がある。

本部事務局補助についての平成 16 年 4 月 1 日の補助金交付申請書によれば“人員の配置や事務処理機能の強化が必要であります。これらの財源を法人が用意することは難しい状況であります。”と記載されている。しかし、Y 会の平成 16 年度一般会計事業活動収支計算書によれば、当期活動収支差額及び財産目録による差引純資産から判断すると健全な財政状況と解せられる。従ってこのような財政状況にある社会福祉法人の法人全体の管理業務（本部事務局）への補助の必要性を再検討されたい。

整理番号 NO32

部 保健福祉部

課 障害福祉課

事業名 民間緊急一時保護助成

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成3年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
民間協力者への助成金	1泊当たり15,000円。1回につき7日以内。1年度につき、6回を限度。

交付先名称 民間協力者

交付件数 316件

補助の目的

保護者または家族の疾病等により、一時的に保護を必要とする心身障害者（児）を民間人の協力を得て一定期間保護した場合、その役務の提供に対して区が助成することにより障害者福祉の向上を図る。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	10,920	15,000	12,000
予算現額	14,505	17,050	
実績	14,490	17,050	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

心身障害者（児）緊急一時保護事業実施要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無。

平成17年度から1年度につき4回と回数の上限が引き下げられた。

【監査の結果】

“ 民間緊急一時保護助成金請求書 ” の実施報告には対象者の氏名欄と確認印欄があるが、当該確認印欄の押印者を特定できない。実施報告の様式を見直されたい。

緊急一時保護申請書が保護期間開始後提出されているケースが相当数ある。事情により例外的な取扱をせざるを得ないこともあるが、常習的な対象者には是正を求める必要がある。

【意見】

特になし

整理番号 NO33

部 保健福祉部

課 障害福祉課

事業名 地域生活援助事業（グループホーム）

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成 15 年度

補助終了年度 継続

補助金算定方法 実費

グループホームの管理運営費のうち、次に掲げる経費

- ・事務費
- ・運営諸経費
- ・家賃に相当する額

開設初年度の経費の一部

交付先名称 社会福祉法人 T 会

交付件数 4 施設

補助の目的

知的障害者地域生活援助事業にかかる東京都知事の指定を受けた者のうち、大田区内にグループホームを設置するものに対して、補助の必要があると認める場合、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	36,700	15,094	6,496
予算現額	15,337	7,921	
実績	12,993	7,453	

当初は委託料だったが、支援費制度施行に伴い補助に組替えた。

負担割合（国：都：区）0：0：100

交付要綱名称

「大田区知的障害者グループホームの運営主体に対する補助金交付要綱」

見直しの状況

特になし

【監査の結果】

社会福祉法人への補助は、社会福祉法第 58 条により条例で定める手続に従わなければならないとされており、区では“社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例”が施行されている。本補助金は上記要綱を根拠としているが、要綱には“社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例”との関係の記載がない。要綱上、条例との関係を明確に規定する必要がある。

上記要綱では“その他運営主体が請求する経費については、別に定める基準により算定した額”を補助金額とするが（別表第 1 - 3（2））、本件では運営主体の請求額の妥当性を検証する“別に定める基準”が明らかにされていない。当該事業の有効性・効率性を高めるために客観的な基準による審査が必要と判断する。

【意見】

特になし

整理番号 NO36

部 保健福祉部

課 高齢福祉課

事業名 大田区老人クラブ連合会補助金・大田区老人クラブ助成・大田区老人クラブ特別助成

費目 福祉費 高齢福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和56年・昭和40年・昭和48年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
連合会の運営事務費 連合会の行う事業に要する経費 その他区長が必要と認める経費 ただし慶弔費を含む交際費、奢侈に渡る食費は対象外	予算の範囲内
条件合致クラブのうち以下の経費の合計額が23,080円以上 ボランティア活動 生きがいを高めるための活動 健康増進事業 その他の社会活動 ただし慶弔費を含む交際費、奢侈に渡る食費は対象外	23,080円/月
老人クラブ活動費のうちに定める助成対象経費の1ヶ月の合計額より23,080円を控除した額が助成月額以上のもの。 会員数101人以上200人まで 会員数201人以上400人まで 会員数401人以上 (会員数は前年度1~3月の月平均)	6,000円/月 12,000円/月 18,000円/月

交付先名称

大田区老人クラブ連合会 156クラブ 19,100人(1クラブ1850円/月の負担) ・ 大田区老人クラブ運営基準に準拠して運営される老人クラブで、設立ご継続して3ヶ月以上活動を続けているもの

交付件数 157件

補助の目的

大田区老人クラブ連合会会員の福祉の向上と老人クラブの発展のために実施する。

区内の老人クラブの活動に対してその運営を助成し高齢者福祉の増進に資する

老人クラブの会員数の規模別に特別助成金を交付し助成の均衡を図り老人クラブ活動の一層の進展を期する

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	58,644	59,777	59,777
予算現額	58,644	59,777	
実績	56,654	57,865	

負担割合（国：都：区）0：10：90

交付要綱名称

大田区老人クラブ連合会補助金交付要綱

大田区老人クラブ助成要綱

大田区老人クラブ特別助成要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

高齢化が進み、家族形態の変化によりひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、日中独居高齢者の方が増大している。高齢者の多くは地域での生活の継続を望んでいる。高齢者の生きがいと健康づくりのために、活動している老人クラブ及びこれを取りまとめている老人クラブ連合会が開催する各種事業に高齢者が参加することで、高齢者の生活を豊かなものにする大きな力となっていることから、活動効果を検証し引き続き活動費を助成する。

【監査の結果】

特になし

【意見】

要綱において酒類等は補助対象外経費となっているが、実績報告書の補助

対象経費の中に総会用の酒類が入っているクラブがあった。この件に関しては、実績報告書の修正後も補助対象経費合計が区の助成金を上回っていたので、補助事業執行上は結果として問題は無かった。現状、実績報告書の記載のみで審査を行なっているため、このような補助対象外経費の混入も、記載がない場合、領収書を見ない限り内容は検出できない手続きとなっている。各クラブには監事等の会計担当が存在し、決算に関するチェックは行っているとはいえ、領収書の添付等による支出内容の確認方法の検討が望まれる。

見舞品、総会、役員会といった項目は、補助対象外経費として処理しているクラブと補助対象経費として処理しているクラブとがあり、処理の不統一が散見され、適切で比較可能、審査可能な実績報告書が作成されていない。処理された費目が同じでも、支出内容の意味合いが異なるものもあることから、より内容の具体的記載が行われるような指導が望まれる。

整理番号 NO37

部 保健福祉部

課 高齢者福祉課

事業名 社団法人 大田区 S センターに対する補助金

費目 福祉費 高齢福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 53 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
補助対象	人件費 61,699 千円
	区長が特に必要と認める経費
	管理運営費のうち区が認めたもの 2,006 千円
	事業費のうち区が認めたもの 会員費 10,000 千円
	その他 4,340 千円

交付先名称 社団法人 大田区 S センター

交付件数 1 件

補助の目的

シルバー人材の活用を補助

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	80,936	78,045	74,523
予算現額	81,180	78,045	
実績	79,355	75,429	

負担割合（国：都：区）0：18：82

交付要綱名称

大田区 S センターに対する補助金交付に関する要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有

理由

従来の補助金の交付のあり方及び財団の財務内容を精査した結果、平成 13 年度予算編成において、人件費相当部分を 15%削減し 14 年度以降においても事業経費の徹底した見直しを図る。

平成 14 年度において、人件費相当分について、従来の 30%削減が行われている。

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

S センターは事務事業を、より効率的運営とするために事務局の執行体制や事業運営の見直し、財政基盤の確立を図るために新たな 5 カ年計画を策定した。

【監査の結果】

大田区 S センターに対する補助金交付に関する要綱第 3 の 2 項に定める収支予算書の提出が行われていない。

実務上は補助金申請額の内訳書を示した“申請額内訳書”が提出されており、全体の収支に関する予算は記載されていない。要綱に沿った運用をされたい。

【意見】

補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額を収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準として、その団体の純資産額及び収支差額等の内部留保に係る金額を用いることが有用である。区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていない。補助金額を決定する判断基準を設定すべきと思料する。

5. こども育成部

整理番号 NO38

部 こども育成部

課 子育て支援課

事業名 子ども交流センター運営補助

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成 16 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

あらかじめ算定された補助基準額と純支出額を比較して少ない額の 2/3

交付先名称 特定非営利法人 Hセンター

交付件数 1 件

補助の目的

大田区区民活動支援施設内に設置する子ども交流センターにおける児童館事業等を実施する団体に対し、その事業費の一部を補助することにより当該事業を円滑に推進し、もって地域の子育て支援を図り児童の健全育成に寄与することを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額		16,717	16,757
予算現額		16,717	
実績		15,229	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

子ども交流センター活動事業費補助要綱

見直しの状況

平成 16 年度スタートのため、なし。

【監査の結果】

自主事業（加算分）について、17年10月13日付“子ども交流センター活動事業費補助金交付額確定通知書”によれば、要補助額1,500,000円とされているが、Hセンター作成の“子ども交流センター活動事業費決算（又は見込）書抄本（自主事業）”によると、次のとおり要補助額は、1,000,000円となり、過剰な執行になっている。

（単位：円）

対象経費			補助基準額	補助基本額（とを比較して少ない額）	要補助額（の2/3）
実支出額	収入額	差引額（ - ）			
2,250,000	750,000	1,500,000	2,250,000	1,500,000	1,000,000

補助金の額を決定するための実支出額の申告が不正確である。Hセンターは、委託事業である学童保育室業務と補助事業である子ども交流センター活動事業双方を実施しているが、事業毎の経費把握が十分でないため補助対象経費の実支出額の申告が正確でなく、補助金が事業実態を反映されない形で決定されている。実支出額の申告を適切にするよう指導されたい。

【意見】

要補助額算出に当たり、予算（又は見込）書抄本（自主事業）の区分に従い、法人会計繰入金を収入額に算入しているが、本補助金算出に当たっては収入に算入しない考え方もある。法人会計繰入金の扱いを明確にする指導されたい。

子ども交流センター活動事業費決算（又は見込）書抄本の下部に子ども交流センター活動事業費歳入歳出予算（又は見込）書の抄本であるとの記載がある。また、補助金概算払精算内訳書2自主事業の戻入額の算出過程の指示が不十分であるなど様式が不備な帳票があるので整備されたい。

整理番号 NO39

部 こども育成部

課 保育サービス課

事業名 保育室運営費事業補助金

費目 福祉費 児童福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 49 年度

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
運営費	毎月初日に在籍する児童一人につき“区市町村の保育室運営事業に対する都費補助要綱”に定める額に別表2に定める額を加算した額とし毎月交付する。
施設整備費	児童定員1人につき別表2に定める額を4月に交付する。
緊急運営費	別表2に定める額を4月に交付する。
欠員対策費	4月から9月までの各月における初日在籍児童数が定員と比較して少ない場合にこの差を欠員数とし、各月の欠員数に別表2に定める額を乗じて求めた金額を当該各月に交付する。
冷房費	7月から9月までの各月における初日在籍児童数に別表2に定める額を乗じて求めた金額を当該各月に交付する。

交付先名称

前年度の3月31日現在に保育室を運営していた、保育室運営基準に合致した保育室

交付件数 8件

補助の目的

要保育乳幼児が認可外保育施設に入所を余儀なくされている現状にかんがみ、かかる乳幼児に適切な保護を加えるため、これら認可外保育施設を保育室として指定し、補助を行うことにより児童福祉の増進を図るものとする。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	152,960	123,602	87,175

予算現額	152,960	116,050	
実績	121,907	116,050	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区保育室補助要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

要保育乳幼児が、認可保育室に入所を余儀なくされる状況が今後も続くことが予想されるため、そうした乳幼児が適切な保護を受けられるよう、これら保育室に対し区が補助を行い、更なる保育内容の充実を図る必要があるため。

但し、都は保育室の新設を認めず、都、区とも認証保育所への移行を進めている。

【監査の結果】

特になし

【意見】

保育に欠ける要件を確認する資料である、「就労証明書」及び「状況報告書」の提出が徹底されていない。大田区保育室補助要綱にはこれらの書類の提出については触れられていないが、保育受託届けの添付書類として位置づけられ、届出書に添付の旨が記載されている。大田区保育室補助要綱等で提出を義務付けて徹底し、保育室入所要件の確実な点検を行うことが望まれる。

整理番号 NO40

部 こども育成部

課 保育サービス課

事業名 家庭福祉員運営費補助

費目 福祉費 児童福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和49年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
運営費	毎月初日に在籍する児童一人につき月額 83,600 円(月途中 11 日 55,733、21 日 27,866 円)
施設整備費	家庭福祉員 1 施設、年額 154,500 円
緊急運営費	別表 2 に定める額を 4 月に交付する。
欠員対策費	4 月から 9 月までの各月における初日児童数が取扱定員に満たない場合に欠員 1 名に対して月額 20,300 円
暖房費	家庭福祉員 1 施設につき月額 5280 円を 11 月から 3 月まで
冷房費	家庭福祉員 1 施設につき月額 2,880 円を 7 月から 9 月まで
被服費	家庭福祉員および登録補助者に一人につき年額 10,675 円
緊急運営費	家庭福祉員および登録補助者に一人につき年額 100,000 円、6 月、12 月に 50,000 円
土曜保育補助	土曜日の受託 1 日につき児童数にかかわらず 3,060 円
健康診断費	家庭福祉員、登録補助者一人につき年額 4880 円

3 人を超える場合は 1.5 倍

交付先名称 実施要綱に基づき区長が認定した家庭福祉員

件数 25 件

補助の目的

十分な保育施設がない地域において家庭福祉員を設けて児童の保育に熱意と経験を有するものに児童の保育の受託を勧奨することにより児童福祉の向上を図るとともに女性の社会活動への参加を促進することを目的とする。

予算・実績(平成 15 年度から平成 17 年度)

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	85,193	81,361	81,361
予算現額	85,193	80,633	
実績	69,647	72,849	

負担割合 (国：都：区) 0：40：60

交付要綱名称

大田区家庭福祉員制度実施要綱
家庭福祉員補助要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無
理由

保育園の入所を希望しているが入園できない待機児を対象として、家庭福祉員の自宅で保育する役割が必要とされている。

また乳児一人当たりのコストは、認可保育園に比して低いことから経済面の評価ができる。

【監査の結果】

特になし

【意見】

保育サービス課から、家庭福祉員が毎年度提出する実績報告書の中身のチェックを行っていない旨の報告を受けた。実績報告書は、収支計算の未済および記入の不完全など不備なものも散見された。確実な実績報告書の提出を指導し、かつ金額の中身について重点項目を設けて審査すべきである。

家庭福祉員が毎年度提出する実績報告書には、支出／収入割合を記入する欄があるが、未記入であり活用されていない。

平成 16 年度の家庭福祉員の収支状況は以下のとおりであった。

(単位：円)

家庭福祉員	収入	支出	収支差額	支出／収入
A	4,135,788	3,026,708	1,109,080	73.2%
B	2,898,541	1,154,806	1,743,735	39.8%

C	2,798,145	910,400	1,887,745	32.5%
D	3,645,974	2,354,477	1,291,497	64.6%
E	3,438,594	801,354	2,637,240	23.3%
F	2,549,583	392,927	2,156,656	15.4%
G	3,425,047	1,844,855	1,580,192	53.9%
H	2,512,615	2,376,460	136,155	94.5%
I	3,792,107	2,211,586	1,580,521	58.3%
J	3,780,095	2,099,569	1,680,526	55.5%
K	3,901,008	1,476,472	2,424,536	37.8%
L	2,421,961	1,315,100	1,106,861	54.3%
M	3,304,120	1,340,363	1,963,757	40.6%
N	2,982,813	3,611,696	-628,883	121.1%
O	3,249,851	1,711,933	1,537,918	52.7%
P	2,948,095	1,494,322	1,453,773	50.7%
Q	2,766,240	1,088,733	1,677,507	39.4%
R	2,842,157	1,159,415	1,682,742	40.8%
S	3,006,188	2,565,604	440,584	85.3%
T	3,086,620	981,080	2,105,540	31.8%
U	3,912,905	1,988,921	1,923,984	50.8%
V	4,038,821	931,281	3,107,540	23.1%
W	4,433,094	2,873,511	1,559,583	64.8%
X	3,703,739	679,677	3,024,062	81.7%

以上の内容より、支出／収入の割合は家庭福祉員によって 15.4%～121.1%と大きく差があり、収支から見ると補助金の使用に差があり、その結果、数値上の観点からではあるが、均一なサービスが提供されているとは捉えがたい。支出／収入の割合については、何らかの基準を設けて指導すべきと考えられる。それとともに、領収書の添付を義務付ける等、領収書の確認を行うべきである。

保育サービス課から、区では家庭福祉員へ貸与する備品について、平成 14 年度より大田区財務会計へ登録して所在を把握していると報告を受けた。しかし、定期的な棚卸しは、現在行われていない。平成 14 年度からの管理であるため件数も少ないが、備品台帳一覧をもって巡回員に確認をさせるなどの定期的な実物の確認が望まれる。

基本的に保育が密室で行われることから保育の質等は測りづらい性質がある。巡回員によるチェックも行われているが、昨今家庭福祉員の虐待も報道されたことから、補助事業評価の一手法として保護者による家庭福祉員の評判聴取なども検討されたい。

整理番号 NO41

部 こども育成部

課 保育サービス課

事業名 認証保育所運営費補助金

費目 福祉費 児童福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 平成13年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
運営費	大田区内に住所を有する児童で認証保育所に入所している児童が入所している認証保育所に対して、要綱別表1に定める基準額の合計額
開設準備経費	大田区の区域内の認証保育所に対して、保育にかかる改修経費の2分の1と要綱別表1に定める基準額(30,000千円を限度とする)とを比較していずれか少ない額

交付先名称 株式会社 M

交付件数 運営費 11件および管外認証保育所
開設準備経費 1件

補助の目的

認証保育所の事業を円滑に実施することで児童福祉の向上と子育て支援の促進を図る

予算・実績(平成15年度から平成17年度)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	315,346	406,155	641,765
予算現額	391,405	416,110	
実績	341,550	416,110	

負担割合 (国:都:区)0:50:50

交付要綱名称

大田区認証保育所補助要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

【監査の結果】

特になし

【意見】

工事業者の選定方法あるいは発注に関する相場比較等の何らかの基準を設け、適切な発注金額となるように指導することが望ましい。

6. まちづくり推進部

整理番号 NO42

部 まちづくり推進部

課 都市開発課

事業名 優良建築物等整備事業・土地整備費

費目 都市整備費 都市整備費

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 平成16年

補助金算定方法

種類	金額
事業助成	予算の範囲内で、調査設計計画、土地整備、共同施設整備費の3分の2以内、算出方法は市街地再開発事業等補助要領（建設省住宅局長通達）に定めるところによる。

交付先名称

東京都大田区優良建築物等整備事業制度要綱に基づき優良建築物等整備事業を行うもので、土地所有者等又はこれらの同意を得た施工者

件数 1件

補助の目的

市街地環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を図るとともに、良好な市街地住宅の供給に資するため、土地利用の高度化に寄与する優良建築物の建築を行い、もって公共の福祉に寄与する。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	0	90,800	278,400
予算現額	4,000	90,800	
実績	4,000	86,800	

負担割合（国：都：区）50：25：25

交付要綱名称

大田区優良建築物等整備事業補助金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

平成 16 年度に都が廃止したことを受けて当該補助事業を廃止

【監査の結果】

特になし

【意見】

現在進行中の事業は平成 15 年度から 3 年間にわたる長期の事業であり、補助金額も多額にのぼる大規模なものであることから、より適切な価格による工事契約が締結され、補助金が効率的に活用されるように指導することが望ましい。例えば入札に立会うとか発注に関して相場比較等を適切に行うなどといった手続きを加え、不相当に高額な発注金額とならないように配慮されたい。

事業全体の財務計画を入手はしているが、補助対象外経費については金額的チェックは厳格に行っていない。補助金は補助対象経費に充当されたとしても、これにより軽減される場合も考えられ、その負担が全体の収支に影響することもあり、事業全体の収支計画についての審査を行い内容等の検討を充実することが望まれる。

整理番号 NO43

部 まちづくり推進部

課 都市開発課

事業名 不燃化促進助成金

費目 都市整備費 都市整備費

補助区分 継続

補助開始年度 平成元年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	内容
	助成対象建築物の地上 1 階から地上 3 階までの床面積の合計に応じて、次に定めるところによる
一般建築助成金	単独で建築する建築主又は 200 m ² 未満の建築敷地に共同建築による建築物を建築する場合の各建築主について要綱別表 1 に定めるところによる。
共同建築助成金	200 m ² 以上の建築敷地に共同建築による建築物を建築する場合の各建築主について要綱別表 2 に定めるところによる。
協調建築助成金	合計敷地面積 200 m ² 以上で、協調建築による建築物を建築する場合の各建築主について要綱別表 2 に定めるところによる
大都市型一般建築助成金	以下の要件を充たす建築物を建築する場合、要綱別表 3 に定めるところによる 大都市地域内の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域にあること。 延べ面積の 3 分の 2 以上が住宅の用に供されるものである。 自己使用部分を除く住宅が 8 戸以上ある。
大都市型共同建築助成金	共同建築助成金、協調建築助成金に適合する建築物で、かつ以下の要件を充たす建築物を建築する場合の建築主について、要綱別表 4 に定めるところによる 大都市地域内の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域にあること。 延べ面積の 3 分の 2 以上が住宅のように供されるものである。 自己使用部分を除く住宅が 4 戸以上ある。
仮住居助成金	助成対象建築物に建替える建築主が当該建替え前の建築物に現住し、かつ、建築後の建築物に居住することとなる場合で、建築主が仮住居に居住する場合、1 建築主につき 40 万円

住宅型不燃建築物助成金	諸要件を充たす助成対象建築物の4階以上の階に助成対象住戸の床面積の合計に応じ要綱別表5に定めるところによる。
-------------	--

負担割合 (国：都：区) 50：25：25

交付先名称

環状8号線の両側おおむね30mの区域(不燃化促進区域)で耐火建築物を建築する個人又は中小企業者

件数 16件

補助の目的

環状8号線の両側おおむね30mの区域で耐火率を高め都市防災不燃化を促進することを目的とする

予算・実績(平成15年度から平成17年度)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	71,094	43,026	50,132
予算現額	71,904	73,669	
実績	62,972	73,669	

交付要綱名称

大田区都市防災不燃化促進助成金交付要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し有理由

国・都の制度要綱の額表に対し、区が上乗せ助成をしている。この部分に関する見直しを行い、上乗せ部分は補助を廃止。

【監査の結果】

特になし

【意見】

助成金交付要綱第 16 条 1 項において、“助成金の交付を受けたものは、助成対象建築物を常に防災上安全かつ良好な状態に管理しなければならない”と、管理義務を規定している。しかし、第 16 条 2 項においては住宅型不燃建築物助成金の助成を受けた建築物についてのみ助成対象住戸の管理報告を課している。これは「住宅型不燃建築物助成金が別途東京都の住宅政策に基づいて実施されており住宅として使用され続けていることの確認を行う必要がある」という理由によるが、それ以外の助成金も同様に区からの助成を受けた建替えであるという点では違いはなく、助成後も建築主による十分な管理が求められるべきであり管理方法に差を設ける理由は見当たらない。

整理番号 NO44

部 まちづくり推進部

課 都市開発課

事業名 密集住宅市街地整備促進事業

費目 都市整備費 都市整備費

補助区分 継続

補助開始年度 平成2年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
除却等費	事業の遂行に伴って必要な住宅の除却・整地に要する費用及び共同建て替えの場合には通常生ずる損失の補償に要する費用の3分の2以内で区長が相当と認める額、除却面積に別途定める乗数による計算される額を限度額とする
建築設計費	事業の遂行に伴って必要な建築設計・工事監理に要する費用の3分の2以内で区長が相当と認める額、東京都の定める基準を限度額とする。
共同施設整備費	事業において居住者の共同施設にかかる費用の3分の2以内で区長が相当と認める額、住宅の用に供する部分に係る共同施設面積に別途定める乗数による計算される額を限度額とする。
施設併存構造費	工場併存住宅に建て替えるものに対し、住宅の居住環境を良好に保つための防音、防振、二重スラブ構造、危険物対策等に要する費用の3分の2以内で区長が相当と認める額、住宅居住環境を良好に保つために要する費用の積み上げ額が一户につき別途定める額を限度とする

交付先名称

整備地区内に木造住宅等を所有し、要綱に掲げる条件に適合する建築主

件数 5件

補助の目的

密集住宅市街地において、賃貸住宅に建て替えを行う事業者に、既存建物の除却費、設計・工事監理費、共同施設整備費を助成することによって、地区内の住環境の整備、住宅水準及び防災性の向上を図ることを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	202,634	200,883	88,564
予算現額	116,557	126,842	
実績	107,043	126,313	

交付要綱名称

大田区木造住宅等建て替え促進補助金の交付に関する要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有

理由

利子補給制度は、市中金利の低下により事業効果が低くなった。また、住宅部分については、個人の財産形成に寄与することになるため、今後の方針として利子補給の全廃・期間の短縮等の検討を行うこととした。

利子補給制度については平成 14 年度をもって廃止、従来分についてのみ支出。

【監査結果】

特になし

【意見】

当該補助金により建替えを助成された物件は、要綱第 23 条 1 項によると、補助金の交付のあった日より 5 年間は、譲渡、交換、貸付、又は担保に供しようとするときはあらかじめ区長に財産処分の承認を受けなければならないという財産処分の制限が課せられている（実績なし）。しかし、区の助成を受けた建築物としての性質を考慮すると、より積極的な管理姿勢として、2 年に一度ほどの管理報告の提出を義務付けるなどの制度を整えることが望まれる。

また、家屋は比較的長期にわたり使用することを前提とされることから、「財産処分制限が課せられなくなる年数」についても 5 年超でよいのかどうか検討する余地があると考えられる。

整理番号 NO45

部 まちづくり推進部

課 都市開発課

事業名 都心共同住宅供給事業・共同施設整備費

費目 都市整備費 都市整備費

補助区分 継続

補助開始年度 平成 8 年

補助終了年度 継続中

補助金算定方法

種類	内容
事業助成	予算の範囲内で住宅市街地総合整備支援事業補助金交付要綱別表第 5 に掲げるもののうち建築物等及び共同施設整備費の 3 分の 2 以内

交付先名称

大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 2 条第 5 号に規定する都心共同住宅供給事業を行う者

件数 1 件

補助の目的

都心共同住宅供給事業を行うものに対し、区が事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより良質な中高層の共同住宅を供給し、もって区民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	148,000	300,400	192,000
予算現額	148,000	204,400	
実績	62,000	204,400	

平成 15 年度予算現額については 86,000 千円の繰越明許費（翌年度繰越分）あり。

負担割合（国：都：区）50：25：25

交付要綱名称

大田区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱

見直しの状況

特になし

【監査の結果】

特になし

【意見】

現在進行中の事業は平成 15 年度から 3 年間にわたる長期の事業であり、補助金額も多額にのぼる大規模なものであることから、より適切な価格による工事契約が締結され、補助金が効率的に活用されるように指導することが望ましい。今回の事業は施工者が見積書を取っているとはいえ、例えば入札に立会うとか発注に関して相場比較等を適切に行う等の手続きを加え、不相当に高額な発注金額とならないように配慮されたい。

事業全体の財務計画を入手はしているが、補助対象外経費については厳格な金額的チェックは行っていない。補助金は補助対象経費に充当されたとしても、これにより軽減される場合も考えられ、その負担が全体の収支に影響することもあり、事業全体の収支計画についての審査を行い内容等の検討を充実することが望まれる。

当該事業に類似した優良建築物等整備事業については平成 15 年度に東京都がその事業を廃止したことを受けて大田区も平成 16 年度に廃止した。この点を受けて当該事業についてどのように継続して行くのか検討されたい。

整理番号 NO49

部 まちづくり推進部

課 住宅課

事業名 高齢者アパート建築資金借入金利子助成

補助区分 継続

費目 都市整備費

補助開始年度 平成3年

補助終了年度 平成29年

補助金算定方法

種類	内容
利子助成	融資資金に生じた利子の90%以内

交付先名称 高齢者アパートを建築しようとする者

交付件数 9件

補助の目的

高齢者アパートを建築しようとする者に対し、建築に要する借入金に係る利子の一部を助成することにより、高齢者アパートの建築を促進し、もって単身高齢者及び高齢者世帯の居室の確保を図ることを目的とする。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	26,740	24,724	20,032
予算現額	26,740	24,724	
実績	19,499	19,118	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区高齢者アパート建築資金借入金利子助成要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

平成 11 年度より高齢者アパートの新規借上は行われていない（公営住宅法による借り上げ高齢者住宅制度に移行）。平成 4 年度から平成 10 年度に借り上げた高齢者アパート 9 住宅については、高齢者世帯の居室確保を図るため建築を要する融資資金の利子の一部を 20 年の限度で提供するとの要綱に基づくため、当該 9 件についてのみ、継続して利子助成を行っている。

【監査の結果】

特になし

【意見】

当該 9 件のうち 3 件については、1 棟内に高齢者アパート部分と建築主の住居等部分があり、建築資金は金融機関からの融資資金と自己資金の双方が充てられている。

この場合、建築費総額のうち、高齢者アパート部分に按分された金額が、金融機関からの融資資金以内であれば、高齢者アパート部分に按分された額が全額利子助成対象の融資資金として処理されている。

しかし、1 棟の建物が金融機関からの融資資金と自己資金の合計額で建築されている場合は、双方の資金は高齢者アパート部分と建築主の住居等部分双方に振り向けられていると考えることもでき、この考え方によれば、利子助成対象の融資資金は、金融機関からの融資資金に建築費用総額のうち高齢者アパート部分に按分された額の割合を乗じた額になる。

本要綱(下記のとおり)では、この点が明確でないのでより詳細な取扱い規定が必要であったと考える。(なお、本事業は平成 11 年度に廃止になり、新規の助成対象は発生しないが、今後の参考として掲げた。)

要綱第 3 条

助成の内容は、高齢者アパート(建築主の住居等が併設される場合には、当該住居等を除いた部分に限る。以下同じ)の建築に要した費用のうち、金融機関から融資を受けた資金(以下「融資資金」という)に生じた利子に対する助成とする。

整理番号 NO52

部 まちづくり推進部

課 環境保全課

事業名 保護樹木・樹林補助金

補助区分 継続

費目 都市整備費

補助開始年度 昭和50年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
管理経費	施行規則第8条規定額
せん定経費	施行規則第8条規定額

交付先名称 保護樹林等の所有者又は管理者

交付件数 771本、63ヶ所(管理経費)

補助の目的

地域の緑化の推進を図り、もってみどり豊かな区民の生活環境をつくり出すことを目的とする。

予算・実績(平成15年度から平成17年度)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	17,581	17,901	19,971
予算現額	18,776	17,901	
実績	18,776	17,058	

負担割合(国：都：区) 0：0：100

交付要綱名称

大田区みどりの保護と育成に関する補助金交付要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

緑の基本計画(目標年度平成32年度)では、保護樹木・樹林の倍増を目標

に掲げている。保護樹木・樹林の所有者に対して維持管理することに関する何らかの支援は必要である。今後所有者の意向調査等を通じ、必要な経費の精査をしていく必要がある。

【監査の結果】

大田区みどりの保護と育成に関する補助金交付要綱(以下要綱と略)では、管理経費の交付手続を 補助金の申請(要綱第4条) 補助金の交付決定等(要綱第5条) 補助金の請求(要綱第6条)としているが、実際の処理では交付申請書・交付請求書を同時に提出するよう指示している。要綱の検討も含め、整合性を取られたい。

【意見】

管理経費の請求のみ行われ、せん定経費の請求が長く行われていないケースがある。せん定経費の請求は、対象の写真が要求されるが、管理経費の請求は写真の添付を要求されていない。当該保護樹木等の現状を定期的に確認すべきである。

整理番号 NO53

部 まちづくり推進部

課 まちづくり課

事業名 民家防音工事等助成金

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	222,766	221,960	246,759
予算現額	222,766	221,960	
実績			
民家防音工事等助成金	62,574	79,784	
生活保護世帯空気調和 機器稼働費助成金	1,231	1,623	
テレビ受信障害対策費 助成金	131,136	126,661	
共同利用施設建設工事 助成金	0	4,095	

注）民家防音工事等助成金 生活保護世帯空気調和機器稼働費助成金
テレビ受信障害対策費助成金について記載している。

事業名 民家防音工事等助成金

補助区分 継続

費目 都市整備費

補助開始年度 昭和 50 年

補助終了年度 _____

補助金算定方法 _____

種類	内容
防音工事	住宅の騒音防止工事の工事費、設計管理費
機能回復工事	空気調和機器の機能回復を目的とする工事費
再更新工事	の機器の機能回復を目的とする工事

交付先名称 羽田空港について国土交通大臣が指定した第 1 種区域内に当該
指定の日に現に所在する住宅の所有者等

交付件数 343 件

補助の目的

羽田空港周辺の航空機騒音の障害を防止し又は軽減することにより、住民の静穏な生活環境を確保するため。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	87,379	79,884	109,842
予算現額	87,379	79,884	
実績	62,574	79,784	

負担割合 防音工事 （国：都：区） 99：0：1

機能回復工事 （国：都：区） 70：0：30

再更新工事 （国：都：区） 65：0：35

交付要綱名称

大田区住宅騒音防止工事補助金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

【監査の結果】

機能回復工事・再更新工事は、工事業者を入札によって決定しているが、平成 16 年度再更新工事 NO 1～36 の 36 件についての平均落札率（落札価格/積算額）は 99.2%であった。また、機能回復工事・再更新工事全体の平成 16 年度平均落札率も 99.2%である（まちづくり課回答）。再更新工事 NO 1～36 の 36 件のうち 6 件は業者作成の工事金額（落札価格）と積算額が全く同額であった（但し 6 件中 2 件は 3 回目での落札）。交付手続きの工夫も一考察であろう。

【意見】

補助対象者が設置を希望する機器メーカーが現機器の故障状況調査を担当する仕組みになっているが、新規販売の可能性が高いメーカーに現機器の更新判断を求めるといふより当該故障機器のメーカーの判断をまず得る必要があると思料する。

事業名 生活保護世帯空気調和機器稼働費助成金

補助区分 継続

費目 都市整備費

補助開始年度 平成元年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
生活保護世帯を対象に冷暖房機の稼働費を補助する。	7月～10月。1世帯につき1万円を限度（電気料金）

交付先名称 民家防音工事を行った住宅に居住する生活保護世帯

交付件数 294件

補助の目的

生活保護世帯を対象に、国の補助を受けて設置された空気調和機器（冷暖房機）の稼働費を補助する。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	1,500	1,550	1,550
予算現額	1,500	1,550	
実績	1,231	1,623	

負担割合（国：都：区） 85：0：15

交付要綱名称

生活保護世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

【監査の結果】

補助額は、要綱第6条第1項により“生活保護世帯空気調和機器稼働費補助額の算定方式”によって決定されるが、“生活保護世帯空気調和機器稼働費補助額の算定方式”1の規定に誤りがあるので、見直され適切にされたい。

【意見】

特になし。

事業名 テレビ受信障害対策費助成金

補助区分 継続

費目 都市整備費

補助開始年度 平成 12 年度

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

種類	金額
テレビ受信障害対策補助金	対象者の放送受信契約 1 件ごとに所定額

交付先名称 財団法人空港環境整備協会

交付件数 1 件

補助の目的

東京国際空港周辺の電波障害対策推進のため。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	133,887	133,893	135,367
予算現額	133,887	133,893	
実績	131,136	126,661	

負担割合（国：都：区） 95：0：5

交付要綱名称 テレビ受信障害対策補助金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無し

【監査の結果】

特になし。

【意見】

交付対象地域は昭和 58 年 4 月 1 日に国が設定以来、対象地の電波障害の状況はチェックされていない。20 年以上経過しており、国と共同で現状を把握すべきと考える。

7. 100万円以下の少額補助金

番号	1	2	3	4
部	経営管理部	経営管理部	経営管理部	区民生活部
課	総務課	総務課	男女平等推進室	区民生活課
補助金名	外国人学校振興費補助金	更生保護関連団体補助金	女性の海外視察事業参加補助金	子ども会交歓会補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成13年	平成13年	平成9年	平成15年
補助金額	100万円限度 予算内	予算内	渡航費滞在費等 の2分の1	予算内
交付先	東京朝鮮第六幼 初級学校	大田区保護司 会	団員	大田区少年少 女団体協議会
交付件数	1件	1件	7件	1件
15年度実績	1,000	175		600
16年度実績	1,000	408	669	600
17年度予算	1,000	360	1,000	600

番号	5	6	7	8
部	区民生活部	区民生活部	産業経済部	産業経済部
課	区民生活課	区民生活課	産業振興課	産業振興課
補助金名	大田区消費者問 題調査研究団体 助成金	大田区生活展 実行委員会助 成金	勤労者生活資金 融資包括保証料	中小企業倒産 防止共済掛金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成2年	平成5年	昭和49年	昭和53年
補助金算定方 法	年1回10万円 を上限で1団体 5回まで	50万円限度の 予算内	返済期間比例定 額	掛け金比例定 額
交付先	生活センターの 消費者行政施設 の利用登録をし た団体	大田区生活展 実行委員会	中小企業の勤労 者	区内中小企業
交付件数	5件	1件	12件	0件
15年度実績	900	400	492	
16年度実績	500	400	284	
17年度予算	900	400	504	42

番号	9	10	11	12
部	産業経済部	産業経済部	保健福祉部	保健福祉部
課	産業振興課	産業振興課	計画調整課	計画調整課
補助金名	建築工事あっせん事業広報助成金	空き店舗対策事業補助金	民生委員・児童委員研修助成	妊娠中毒症療養費等利子補給
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成3年度	平成12年度	平成12年度	不明
補助金額	経費の3分の2、100万円限度	一商店会30万円限度	民生委員児童委員1人1,500円	定率
交付先	大田区建築あっせん事業連絡協議会	区内商店街	大田区民生委員児童委員協議会	実施医療機関
交付件数	1件	0件	15件	3件
15年度実績	623	0	703	0
16年度実績	677	0	649	3
17年度予算	700	廃止	747	廃止

番号	13	14	15	16
部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	こども育成部
課	計画調整課	計画調整課	介護保険課	子育て支援課
補助金名	6・9ヶ月健康診査医療機関利子補給金	在宅薬剤師研修	介護支援専門員等業務支援事業	子ども家庭支援センター運営委員会助成金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	不明	平成13年度	平成12年度	平成15年度
補助金額	定率	予算内	予算内	予算内
交付先	実施医療機関	C薬剤師会	介護支援専門員等	子ども家庭支援センター運営委員会
交付件数	2件	1件	24件	1件
15年度実績	2	530	756	317
16年度実績	2	530	48	400
17年度予算	廃止	530	160	400

番号	17	18	19	20
部	こども育成部	まちづくり推進部	まちづくり推進部	まちづくり推進部
課	こども発達センターわかばの家	都市開発課	都市開発課	住宅課
補助金名	利用者交通費補助	福祉のまちづくり整備助成金	がけ等整備資金融資利子補給	高齢者等住宅確保支援事業補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成9年度	平成3年	昭和50年度	平成10年度
補助金額	定額	定額	定率	上限45,000円
交付先	個人	団体及び個人	個人	個人
交付件数	3件	1件	5件	8件
15年度実績	0	1,000	792	221
16年度実績	56	1,000	424	234
17年度予算	105	1,000	321	391

【意見】

NO5

生活センターの消費者行政施設の利用登録をした団体

補助対象となった5団体は平成16年度で3団体が5回、1団体が3回、2回と補助対象団体が固定化している状況がうかがえる。また、本助成は、より一層の自主的、主体的な活動を支援するものだが講師料が補助額10万円に対し5万円を超過する団体もある。補助対象経費の内容を検討されたい。

NO7

区内在住・在勤の中小企業勤労者の生活に必要な資金融資に伴う生活安定と福祉向上に資するため、融資斡旋、東京労働者共同保証協会の保証並びに同協会の保証料を補助する。平成16年度の実績は12件であり、金額も僅少（例返済期間5年で1万円あたり310円）であるので、生活安定と福祉向上に資する目的に対して有効性に乏しい感がある。存廃について検討されたい。

NO8

共済制度への加入を促進することによる区内中小企業の経営安定に寄与するため、掛金を助成する。毎年度の予算額は僅少であり、実績は平成15年度、平成16年度とも存在していない。中小企業の倒産防止という観点から共済掛金の

助成を行っているから、助成が最初の一年間の掛金に限定されていることから、その後の掛金負担等の関係から利用されていないように見受けられる。区内中小企業の安定に寄与する補助金額とはなっていない。存廃について検討されたい。

NO 9

広報活動のうちの一定の経費が補助対象となっている。区内の「建設業界」が特別の助成金を支給されるのは、公平性の観点から疑義が生じる。「建設業界」を特定しているその理由を公平性の観点から明確にされたい。

NO 14

東京都薬剤師会 A 支部、B 支部、C 支部が行う在宅薬剤師再教育事業経費の一部補助を行うことにより、在宅薬剤師の薬に対する適正な知識の習得と的確な利用方法の実践を促し、区民の健康維持と増進を確保することの一助とすることを目的としている。専門家として知識の研鑽を積むことに対する研修費用は、当該専門家個人あるいはその団体の自主財源で行うべきものである。廃止を検討されたい。

NO 16

講師謝礼の金額は、事業予定の段階では講演等 1 回当たり報酬単価 1 万円～2 万円、16 回で合計 28 万円の予定であったが、実績は講演等 1 回当たり報酬単価 5000 円～4 万円、16 回で合計 21 万 5000 円となっていた。合計金額は予算内に収めたものの、講師謝礼の報酬単価に大きくばらつきがある。報酬単価は、その講師の経験、知名度等を勘案して決定しているとのことであったが、慎重な判断のために一定の基準の策定が望まれる。

NO 20

高齢者等住宅確保支援事業要綱によれば、賠償責任保険が助成対象になっているが、火災保険に対し助成されているケースがある。また、保険料ではなく、共済掛金が助成されているケースがある。共済掛金分は、要綱に記載がないこともあり除外されるべきと解される。

賠償責任保険及び家賃保証制度加入又は契約更新に要する費用についてそれぞれの助成対象になる契約条件が上記では明確にされていない。要綱あるいは同取扱要領で明確にすべきである。

家賃保証の保証会社については、協定に当たってその保証会社の保証能力を考慮すべきである。

以 上

特定の事件 その2

財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）
の管理運営について

包括外部監査の結果報告書（その２）

第１ 外部監査の概要

１．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 2 項の規定に基づく包括外部監査

２．選定した特定の事件

財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について

３．特定の事件を選定した理由

現在の社会経済情勢の中、区のものづくり技術を生かした区内産業の再生と商業の活性化が推進されることは、区民の多くが、特に期待している。

この点については、区の長期基本計画「おおたプラン 2015」でも、分野別計画の「安心」「輝き」「潤い」「新しい区政」の各領域のうち、「輝き」の中に「産業が豊かさをもたらすまち」施策として掲げられている。

区の財政援助団体として、財団法人大田区産業振興協会（以下、「当協会」と称す）は、5 億円の基本金（基本財産）を有し、このような産業支援等を行っている。

当協会は、区の補助金執行の観点のみならず、区の財政援助団体への出えん金の面からも、重要性が高い財団の一つということである。

よって、当協会の事業運営が、設立目的に沿って行われているか、会計処理は、適切か等の検討をすることは、必要で意義深いものと認めたものである。

４．外部監査実施対象期間

平成 16 年度を対象とするが、必要に応じて平成 17 年度及び過年度に及んでいる場合もある。

５．外部監査の方法

（１）監査の視点

財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営に関する監査の主な視点は次のとおりである。

公益法人会計基準に従い、決算書が、収入及び支出並びに財産を計上しているか。

収入及び支出が、所定の手続きに基づき適切に計上されているか。

財産の取得及び保全並びに処分は所定の手続きに基づき適切に実施されているか。

各々の事業の収支の把握は、合理的に適切な方法で把握されているか。

区から得ている財政援助を目的通りに適正かつ効率的に遂行しているか。

(2) 主な監査手続き

公益法人会計基準に従い、決算書が、収入及び支出並びに財産を計上しているか。

- 1) 主要な勘定科目につき、必要に応じて残高明細あるいは取引明細を入手し、合計調べのうえ、元帳及び試算表と突合する。
- 2) 残高明細あるいは取引明細が取引記録等に基づき網羅的に作成されていることを証憑閲覧、質問等により確かめる。
- 3) 残高明細あるいは取引明細のうち、主要な項目につき現物又は関連帳票と突合する。
- 4) 主要な項目につき、必要に応じて評価の適否を検証する。
- 5) 収入及び支出並びに財産の表示が適切になされていることを確かめる。

収入及び支出が、所定の手続きに基づき適切に実施されているか。

- 1) 必要に応じ、取引が財政援助団体所定の規程等に準拠して記録されていることを確かめる。

財産の取得及び保全並びに処分は所定の手続きに基づき適切に実施されているか。

- 1) 主要な財産の保有、増減につき、財政援助団体所定の規程等に準拠し、記録されていることを確かめる。
- 2) 必要に応じて現物の実査を実施する。

各々の事業の収支の把握は、合理的に適切な方法で把握されているか。

- 1) 上記 による。
- 2) 選定した事業についての収支状況の把握方法を担当者より聴取し、関連資料の閲覧等を実施した。

区から得ている財政援助を目的通りに適正かつ効率的に遂行しているか。

- 1) 上記 による。
- 2) 必要に応じ、現場視察を行った。
- 3) 必要に応じ、区との契約書等の閲覧により、当該契約書等に従い業務が遂行されているかにつき関連資料で確かめた。

6. 外部監査の実施期間

平成 17 年 7 月 23 日 ~ 平成 17 年 12 月 27 日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査人補助者（アイウエオ順）

公認会計士 上田 孝二郎	公認会計士 古田 昇
公認会計士 鈴木 誠	公認会計士 三田村 典昭
公認会計士 戸高 昭二	公認会計士 森河 道太
公認会計士 鳥海 伸彦	* 公認会計士 吉田 元亮
公認会計士 鳥海 美穂	

*の補助者は、平成 17 年 12 月 21 日で補助できる期間を終了した。

9. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

第2 外部監査対象の概要

1. 財政援助団体等の概要

区が、財政的援助を与えている団体等は、多数あるがその財政援助目的も多岐に渡っている。

一般的には、主な財政的援助として、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等が挙げられる。

法的な面として、区の外部監査関連では、「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成16年12月17日、条例第46号)、第2条第2項区と包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる」として対象を次のように(太字の部分)規定している。

下記の文中の「法」は、地方自治法をいう。

- (1) 区が**法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの**の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が**出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるもの**の出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 区が**借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの**の出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 区が**受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるもの**の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 区が**法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの**の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

2. 財団法人大田区産業振興協会の事業概要

(1). 財団法人大田区産業振興協会の目的

財団法人大田区産業振興協会(以下、「協会」と称す)は、東京都大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るための産業振興事業と大田区内中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにこれに準ずる大田区民(以下「中小企業勤労者」と称す)を対象とした勤労者福祉事業を、総合的、効率的かつ機動的に展開することにより、大田区内中小企業を振興し、中小企業勤労者福祉を向上させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする(協会寄付行為 第3条)。

(2). 協会の事業内容

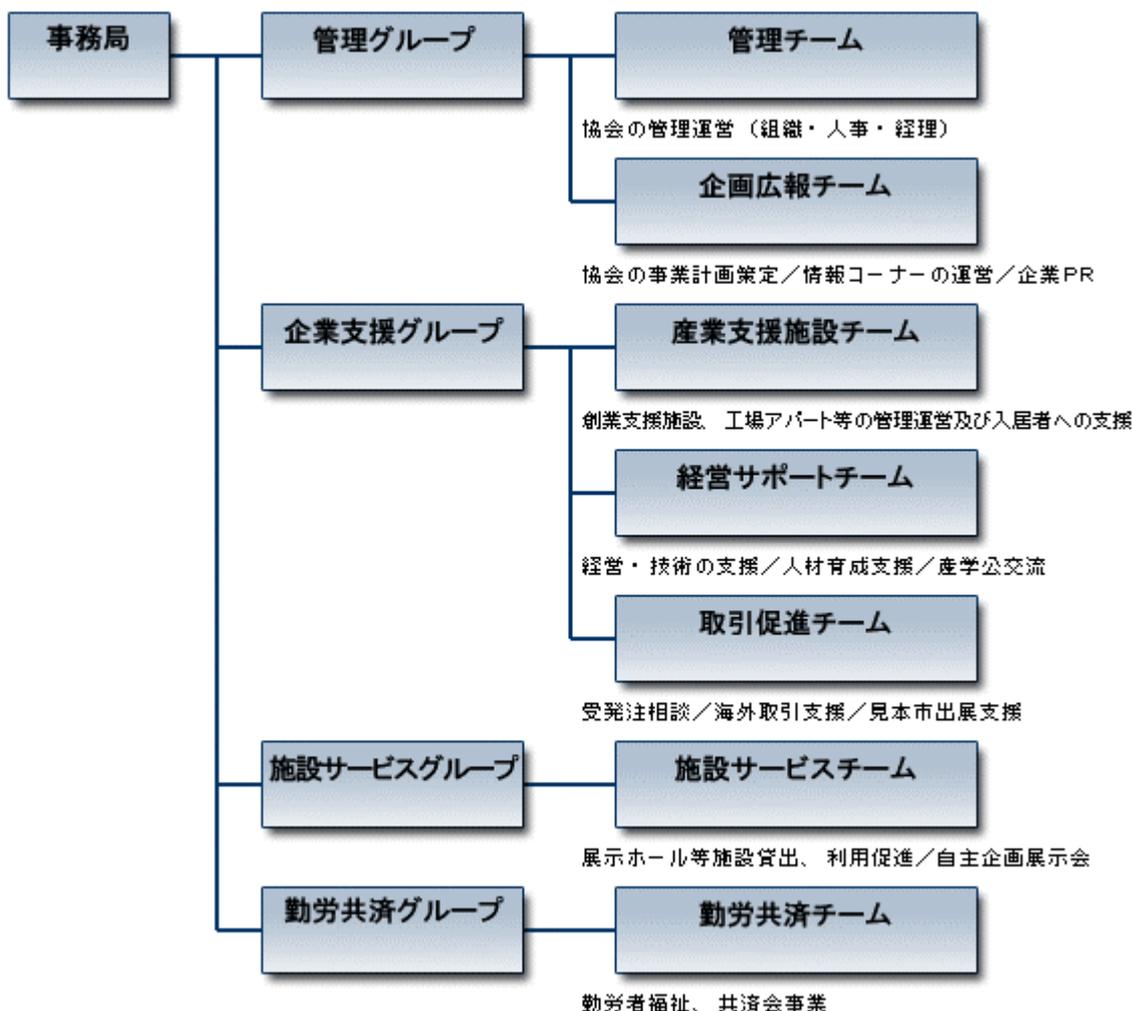
協会の事業内容は次のとおりである。

産業振興に関する普及・啓発事業
中小企業者に対する相談事業
経営・技術の支援に関する事業
人材の育成・確保の支援に関する事業
産業情報の収集・提供に関する事業
交流の推進・産業コミュニティーづくりに関する事業
中小企業勤労者福祉に関する調査研究・情報提供事業
中小企業勤労者のための各種セミナー等事業
中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業
上記事業に関連を有する範囲において区から受託する事業
その他目的達成に必要な事業
(協会寄付行為 第4条)

3. 協会の組織

(1). 協会組織図

平成 17 年 3 月 31 日現在



(2). 協会の各グループの業務

協会の組織における業務内容は次のとおりである（平成 17 年 3 月 31 日現在）。

事務局（専務理事 1 名）

- ・ 全グループの統括

管理グループ（9 名 但し、兼務者（専務理事 1）は除く。）

- ・ 財団の庶務に関すること
- ・ 理事会、評議員会に関すること
- ・ 基本財産及びその他財産の管理運用
- ・ 産業振興に関する普及・啓発、等

企業支援グループ（22 名）

- ・ 大田区創業支援施設の管理運営、利用者支援に関すること
- ・ 中小企業知的財産戦略支援に関すること
- ・ 受発注あっせん相談に関すること
- ・ 海外取引相談に関すること 等
- 施設サービスグループ(8名)
- ・ 企画展示会の実施に関すること
- ・ 施設の貸出に関すること
- ・ 施設利用者の開拓に関すること 等
- 勤労者共済グループ(7名 但し、兼務者(施設サービスグループ)1除く。)
- ・ 中小企業の人材育成・確保支援に関すること
- ・ 中小企業勤労者の余暇活動事業に関すること
- ・ 中小企業勤労者のための各種セミナー等に関すること
- ・ 中小企業勤労者の健康増進に関すること 等

(3). 従事職員内訳(平成17年3月31日現在)

区派遣職員	18名
固有職員	15名
契約職員	3名
人材派遣職員	3名
相談員	8名
合計	47名

4. 財団法人大田区産業振興協会の財産及び収支状況

(1). 貸借対照表の概要

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
資産の部			
1. 流動資産	223,032	234,624	235,080
2. 固定資産	626,825	697,128	708,106
基本財産	500,000	500,000	500,000
その他固定資産	126,825	197,128	208,106
資産合計	849,856	931,752	943,186
負債の部			
1. 流動負債	122,745	167,093	187,476
2. 固定負債	781	1,774	1,234
負債合計	123,526	168,868	188,710
正味財産の部			
正味財産	726,331	762,884	754,477
(内基本金)	500,000	500,000	500,000
(内当期正味財産増加額)	10,625	36,554	8,408
負債及び正味財産合計	849,856	931,752	943,186

(注1) 表示単位未満は四捨五入で処理している。

(注2) 平成 14 年度(平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日)、平成 15 年度(平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日)、平成 16 年度(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)で以下、同様である。

(2). 収支計算書の概要

(単位：千円)

収入の部	予算額			決算額		
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
1 基本財産運用収入	12,000	12,500	11,500	13,056	18,324	14,135
2 事業収入	227,240	266,704	279,315	237,112	271,751	286,766
3 掛金収入	23,096	21,594	22,467	22,455	21,624	21,956
4 補助金収入	228,793	251,916	462,104	229,140	251,331	462,075
5 区受託事業収入	42,944	142,248	105,517	42,943	141,247	105,516
6 寄付金収入	1	1	1	0	0	0

7 特定預金取崩収入	1,319	8,145	19,177	1,321	8,385	19,228
8 雑収入	769	923	2,546	3,483	4,051	4,898
9 有価証券取崩収入	0	0	0	0	0	30,000
当期収入合計	536,162	704,031	902,627	549,510	716,713	944,574
前期繰越収支差額	30,000	99,280	67,217	83,754	99,280	67,218
収入合計	566,162	803,311	969,844	633,264	815,993	1,011,792
支出の部	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
1 事業費	490,375	647,691	846,724	464,729	590,894	778,939
人件費	38,474	72,162	254,743	35,759	65,811	219,813
事業費(除:人件費)	451,901	575,529	591,981	428,970	525,083	559,126
2 管理費	33,057	35,891	57,208	30,777	32,358	54,962
人件費	16,360	21,217	42,866	14,358	19,479	40,650
管理費(除:人件費)	16,697	14,674	14,342	16,418	12,879	14,312
3 特定預金支出	786	3,046	35,719	955	24,314	70,930
4 固定資産取得支出	13,775	31,796	1,289	17,839	61,873	1,333
5 予備費	28,168	21,565	2,582	0	0	0
6 返納金	0	0	0	19,683	39,336	61,597
当期支出合計	566,162	739,990	943,523	533,984	748,775	967,761
当期収支差額	30,000	35,959	40,896	15,526	32,062	23,187
次期繰越収支差額	0	63,321	26,321	99,280	67,218	44,030

第3 外部監査の結果

《 結果等の理解のための説明 》

各項目の【概況】の次に記載した【監査の結果】は、指摘事項（主として合規性の問題）、【意見】は、監査の結果に添える意見あるいは、合規性の問題として取り上げないが経済性・効率性・有効性の問題である。（参考）は、語句の説明等。

1. 財団法人大田区産業振興協会の事業全般的事項

(1). 自主事業、補助事業、受託事業の概念と返戻関係

【概況】

協会は、産業振興及び勤労者の福祉向上という目的に向けて、区行政と車の両輪となって協力しあい、事業の実践面を担ってきている。

そして、区は、「財団法人大田区産業振興協会に対する助成に関する条例」(平成7年6月30日 条例第31条)(以下、「条例」と称す)並びに「財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱」(平成7年9月4日 産発第493号区長決定)(以下、「要綱」と称す)に基づき、原則として、協会の運営及び事業に要する経費のうち、人件費、事務費及び事業に係る経費を補助している(条例 第2条、要綱 第2条)。

これは、協会が各種事業を実施するに当たり、区が、公益性の観点から必要とされる事業への資金助成の措置である。

協会の事業は「自主事業」、「補助事業」、「受託事業」の3種類の事業から構成されている。これらの事業を協会では、次のように区との関連から簡単に説明している。

自主事業・・・協会の資金で事務を展開している事業

(看板作成等の自主サービス業等)

補助事業・・・区から全額又は一部の補助金の交付を受けて事務を展開している事業

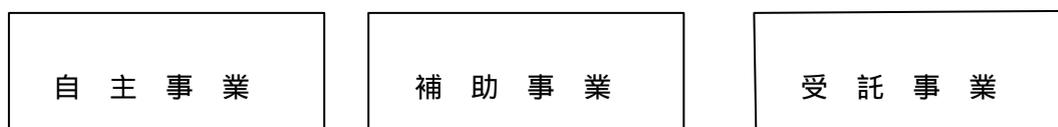
(受・発注相談事業、中小企業情報化支援事業等)

受託事業・・・区から業務委託を受けて事務を展開している事業

(大田区創業支援施設管理運営事業、大田区賃貸工場及び大田区中小企業者賃貸住宅管理運営事業等)

この関係を図示するとおおよそ次(図1)のとおりである。

(図1)



平成 16 年度における各事業構成をまとめるとおおよそ次のとおりである。

自主事業	補助事業	受託事業
1 出展料等事業	1 区補助事業	1 産業プラザ等総合受付事業
2 受講料等事業	2 国等補助事業	2 創業支援施設の管理運営事業
3 利用料等事業		3 賃貸工場及び中小企業者賃貸住宅の管理運営事業
4 広告料等事業		4 内職あっせん・相談事業
5 余暇活動等事業		5 産業プラザ管理運営事業

平成 16 年度決算書の収支計算書上では、自主事業に関する収入は事業収入の事業運営収入に、補助事業に関する収入は補助金等収入の区補助金収入と国補助金収入に、受託事業に関する収入は補助金等収入の区受託事業収入に計上されている。ただし、上記の受託事業 5. 産業プラザ管理運営事業に関する収入(産業プラザ利用料金収入)は、区との契約による利用料金制度適用の受託事業であるが、施設利用者から収入を得るという点を主な理由として、事業収入の事業運営収入の小科目として計上している。

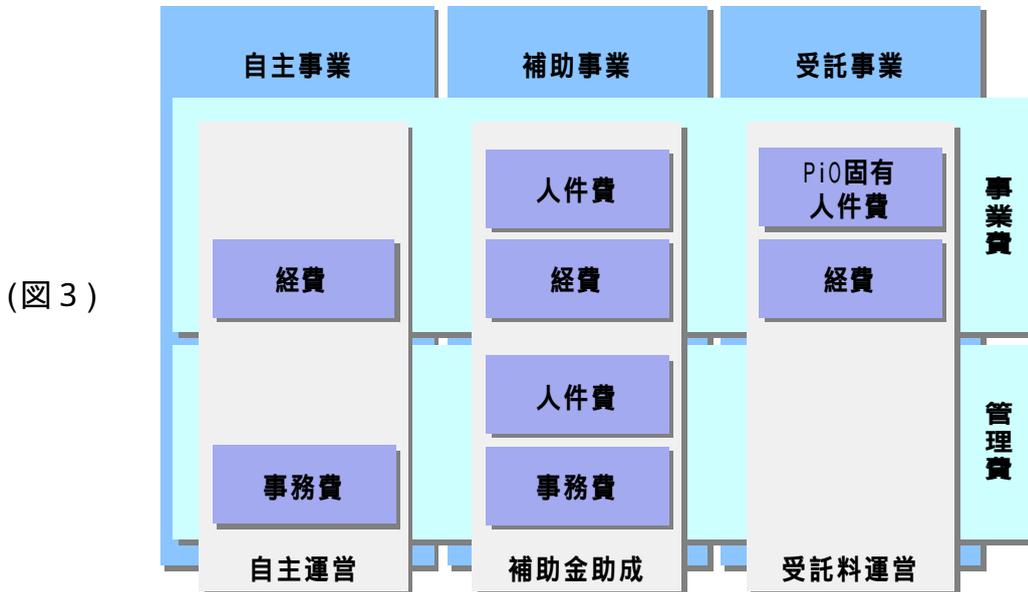
また、補助事業及び受託事業における収入は、支出主体並びに事業の性質に応じ、執行残額の返戻の要否が取り決められている。各種事業と収入及び返戻との関係を図示すると、おおよそ次(図 2)のとおりとなる。

なお、返戻の根拠は、補助事業においては条例並びに要綱に基づき作成される交付決定通知の前文により、受託事業においては「内職あっせん相談業務委託並びに大田区賃貸工場、大田区中小企業者賃貸住宅及び大田区創業支援施設管理運営委託契約書」等の個別の契約によっている。



(注) 国からの補助金収入について図では、返戻不要に区分しているが契約によっては、要返戻になる場合もあり得る。

一方、事業毎の収入に対応する支出を現在の処理で図示すると、おおよそ次(図3)のとおりとなる。



- (注1) Pi0固有人件費とは産業プラザのみに帰属する固有職員の人件費である
- (注2) Pi0総合受付管理委託業務に関する人件費部分は外部委託費として経費に含まれている
- (注3) 補助事業における人件費には上記人件費以外の全ての人件費が含まれている
- (注4) 経費、事務費は一定の基準により配賦している

【監査の結果及び意見】(前段が監査の結果であり、後段がこれに添える意見)

協会の平成16年度の決算において、要返戻事業の対象となる補助事業費に計上されていた「施設サービスグループ」の職員(1名)の平成16年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)の人件費につき、返戻不要事業である産業プラザ管理運営事業費に平成17年3月31日付で全額の振替処理が実施されていた。さらにこの振替に関する承認等の決裁手続は行われていなかった。このように、いわゆる要返戻事業と返戻不要事業間で、年度末に決裁手続を経ずに支出の振替があり、結果として、協会から区への補助金の返戻額は振替前の金額より多くなっていた。しかし、後述のような場合も想定されることから、業務実態に合った適切な時期に、適切な金額を振替に関する承認手続により、処理されたい。

先述の振替の件につき、協会は、その理由として「施設サービスグループ」の該当職員は貸出施設等の管理(ホール管理)に従事しているため、その人件費は利用料金対象の費用として振替えたとしている。

当該職員の職務分担表によると施設貸出等に従事することが、含まれている

ことは確認できたが、そうすると当初から補助事業費に全額計上することとした処理が適切であったとは言えないこととなる。

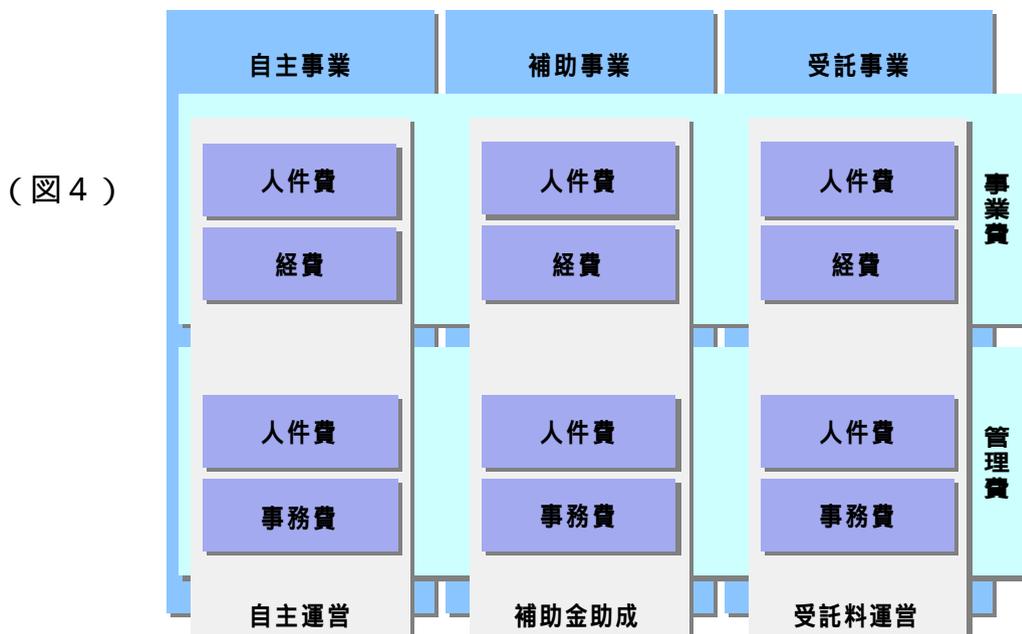
要返戻事業及び返戻不要事業に帰属する費用につき、各事業固有に把握できるものは、当然に帰属が決定するが、各事業に共通の費用については、配賦基準ないし根拠を明文化するとともに、当該基準等に従った経理処理を実施することで要返戻額を計算し、その額を区に返戻する手続を確立することが必要と考える。

今回のケースでは、結果として、協会から区への返戻額は振替前の金額より多くなっていたが、上記手続を経ずして振替が可能となっている状態は、その逆の場合も生じせしめる可能性を有しているものと考えられる。

また、期中で事実の変更等があった場合には、事前に変更等の理由を明確にするとともに所定の決裁等の手続を確立することも必要と考える。

さらに、事業全体を(図3)に示したような収入、費用の対応ではなく、一定の基準に基づき費用を事業別に把握できる体制も今後検討するよう望まれる。

(参考) 例として事業毎の収入に対応した支出の関係を次(図4)に示す。



【意見】

平成 16 年度決算書の収支計算書で受託事業としての産業プラザ管理運営事業（利用料金制度適用）の収入については、概況に記載したように、施設利用者からの収入という点を主な理由として、区からの受託事業収入に計上せず、事業収入の事業運営収入に 222,656 千円計上している。

一方、支出の方では、産業プラザ展示ホール等の管理運営として、受託事業費（大科目）の中に 212,578 千円計上されており、収入と支出の対応関係が明瞭ではない。

当該事業の対応関係を決算書上明瞭に表示され、整合性の採れた形で把握できるよう改善されたい。

(2)．議事録等の管理

【概況】

協会では理事会等、公式の会議の開催の都度、その議案、経過並びに結果につき、議事録を作成し保存する手順をとっている。

【監査の結果】

協会の平成 16 年度理事会議事録並びに評議委員会議事録に於いて、議事録は作成されてはいるものの、日付が明記されていないものが散見された。議事録や契約書等における日付は、法律上重要な意味を持つ場合がある。今後の協会の発展の中で、議事録等の作成機会も多くなってくることが予想される。このような日付、内容等につき、寄付行為第 27 条に遵守し作成されたい。

2. 大田区産業プラザ関連事項

(1). 利用料金の取扱

【概況】

ア. 利用料金と利用料金制度

区では、平成14年度から大田区産業プラザ（以下、「Pi0」と称す）の管理運営業務の委託につき、いわゆる「利用料金制度」を採用している。

利用料金制度は、現行地方自治法（以下、「自治法」と称す）第244条の2第8項（改正前第4項）及び第9項（改正前第5項）を根拠とするものである。

これを受けて区では「大田区産業プラザ条例」（平成6年12月14日条例第39号）（以下、「Pi0条例」と称す）において、利用料金の限度額を個別具体的に定め、その範囲内で区長の承認を得て、管理受託者が定めるものとしており（Pi0条例第4条）、Pi0の管理受託者は協会である旨規定している（Pi0条例第12条）。

また、この利用料金うち、駐車場、付帯設備、冷暖房設備等の利用料金については、「大田区産業プラザ条例施行規則」（平成7年9月29日規則第79号）（以下、「Pi0規則」と称し、これとPi0条例と総称して「Pi0条例等」と称す）において、利用料金の限度額を個別具体的に定め、その範囲内で協会がこれを定めるものとしている（Pi0規則第6条）。

さらに、区との間で利用料金の設定につき、協会は、Pi0条例等に示された料金を上限として区長の承認を受けこれを設定する旨並びに減免（対象、要件、割合）については、Pi0条例等による旨の規定を覚書（以下、「Pi0覚書」と称す）により明記している（Pi0覚書第4条）。

なお、「大田区産業プラザ条例」、「大田区産業プラザ条例施行規則」、「Pi0覚書」については、後述の（参考）に一部を掲載した。

イ. 自主事業に関する利用料金

協会では、利用者に対する「利用案内」を作成している。このうち、「Pi0貸出備品」、「Pi0のサービス（看板作成）」並びに「Pi0のサービス（インターネット）」については、協会が独自に料金を定め、自主事業として行っているものである。

【監査の結果】

ア. の件について

現在、協会では、Pi0 条例等に規定された料金を上限として大田区産業プラザの利用料金を設定しているが、利用料金制度以前の料金を引き継いだ経緯があるとして、区長の承認は受けていない。

しかし、この場合、実際には区との間で締結された覚書が遵守されていないことになるので遵守されたい。

【意見】

イ. の件について

協会が独自に料金を定める際、区長の承認は受けていない。

自主事業の料金についても、協会は、建物施設自体の減価償却費を負担せずに済むこと、補助金の補填部分があること、公益性の観点から法人税等に優遇措置があること、さらには区との関係における資金調達上の信用力があること等、区側の要因により利用料金の引下げが可能と考えられる。従って、民間の料金との関連を考慮しつつ、区の承認等の手続きは必要であり、さらにその承認の際には、必要な利用料金の根拠を明示されたい。

(参考)

大田区産業プラザ条例より抜粋

(利用料金)

第 4 条

- 2 施設の利用料金は、別表に掲げる額を限度として、区長の承認を得て管理受託者が定める。
- 3 付帯設備及び特殊器具の利用料金は、5 万円の範囲内において規則で定める額を限度として、区長の承認を得て管理受託者が定める。
- 4 特別に電気、水道又は冷暖房設備を利用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。

(管理の委託)

第 12 条

区長は、施設等の管理を財団法人大田区産業振興協会に委託する。

大田区産業プラザ条例施行規則より抜粋

(利用料金)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の施設の利用料金のうちの駐車場利用料金並びに同条第 3 項及び第 4 項に規定する利用料金及び実費は、別表第 2 に定める額を限

度として条例 12 条の規定によりプラザの施設等の管理を受託する者が定める。

Pi0 覚書より抜粋

(利用料金の設定)

第 4 条 利用料金は、大田区産業プラザ条例及び大田区産業プラザ条例施行規則に示された料金を上限として、乙(協会)が区長の承認を受け設定する。利用料金の減免対象要件及び割合については、条例及び規則による。

(2). 大規模修繕と費用負担

【概況】

協会は Pi0 条例等に基づき区と Pi0 覚書を締結して Pi0 の管理運営を受託している。Pi0 覚書によると、施設等の大規模修繕に係る経費は区の負担とし(第 5 条第 1 項)、施設等の小破修繕並びに備品の修理、買換え及び新規購入に係る経費は協会の負担としている(同条第 2 項)。但し、高額となる場合には区と協議の上、区の負担とすることができる旨が、明記されている(同条第 2 項但書)。また、協会の負担で修繕した施設等は区の行政財産とし、修理、買換え、新規購入した備品類は協会への管理委託物品とされている(同条第 3 項)。

【意見】

Pi0 に関する施設等の負担関係は概況に記載のとおりであるが、負担区分につきその定義が明瞭とはいえない。躯体部分は区、それ以外は協会という了解がなされているとのことではあるが、Pi0 覚書にはその記載は無い。

例えば、平成 16 年度に、一階大展示ホールピットの 1 千万円を超える改修工事が実施され、区と協会の双方で一定の負担割合に応じて負担するという事例が存在した。

当該金額が大規模修繕に該当するか否かの判断は、その工事内容から躯体ではないという観点で Pi0 覚書第 5 条第 1 項ではなく、Pi0 覚書第 5 条第 2 項但書を適用し、双方の負担扱いになった(但書の甲の負担とすることができるの解釈は、甲の部分負担を含むとして取り扱っている)。また、負担割合は、当該工事が、臨時的なものであることから、予算編成時に、Pi0 の協会管理の面積とそれ以外の区の面積を参考にして取り決められた。その結果、協会は、38.38%を負担することになった。

このように今回の修繕は、Pi0 覚書第 5 条第 2 項が、想定している金額よりはるかに大きいと考えられる。今後、このような躯体の修繕とは、明確に言えない高額な修繕等の発生もありうることから、当該覚書を見直すとともに負担割合に一定基準を設けられたい。さらに、大規模修繕の定義も明確化し、当該定義に従った処理することが望まれる。

(3). 貸出施設の設営・撤去業務委託

【概況】

協会は、Pi0の貸出施設の設営並びに撤去（含：作業に付随する清掃）の業務（以下、「会場設営業務」と称す）を業者に委託している。会場設営業務は、Pi0の清掃業務と連携させることにより、業務の効率化並びにスケールメリットを生かしたコスト削減も可能となる。

しかし、平成16年度の当該業務委託契約の稟議書では、前年度実績より約1,880千円多くなっていたが、委託先選定理由には、ほぼ先述の業務効率化の記載があった。

【意見】

区はPi0の清掃業務を業者に委託していることから、協会も業務効率性の観点から会場設営業務につき同一の業者に委託せざるを得ない状況下にあった。

これには、大田区産業経済部が協会と同様Pi0内部にあり、区役所の一部（公の目的のために設置された施設であっても住民の利用に供することを目的としていない施設と解するため）が、当該建物に入っていることから、Pi0全体を「公の施設」として取扱うことができず、Pi0の清掃業務の管理までも全面的に協会に委託することは困難であるという観点から、Pi0の清掃業務については区が直接入札による業者選定及び業務委託をせざるを得ないという事情がある。

さらに、協会の会場設営業務は、効率性から清掃業務と関連するものとして区と同一業者に委託するものと解せられる。

実際、区は、当該清掃業務の委託を直接入札により、平成16年度は、新しい業者に委託した。その結果、区の平成16年度当該委託契約では、平成15年度と比較して約3,811千円を減額することができた（但し、区と協会の間では当該清掃委託費を建物の管理する面積を参考に負担割合を協会約24.4%としており、協会にも相応の分約931千円は、減額影響している。）

しかし、協会の会場設営業務委託においては、平成15年度と比較して当該業務の同一業者への委託契約（随意契約による）につき、委託業務目的は何等変わらないと解されるにも係わらず、平成16年度に約1,880千円の増額となった。結局、協会は、平成15年度と比較して当該清掃業務と会場設営業務の委託費合計で平成16年度に約949千円増額された。

この点について、先述の事情を考慮しても、協会としては、概況に記載した稟議書の業務の効率化並びにスケールメリットによるコスト削減とは、言えない。

このような考え方に立てば、随意契約による契約の合理性は乏しい。平成15年度に委託した業者を例にすれば、平成16年度より安価であることから、会場

設営業務のみであれば、同額は難しいかも知れないが、協会は、少なくとも他にいくつかの見積もりを取り効率的な契約の可能性を検討すべきと考える。

また、同一業者に対し区と協会のこれらの契約金額合算で考えると、平成 15 年度と比較して 1,931 千円の減になり、区の清掃業務委託契約 3,811 千円減の約 2 分の 1 となっている。

よって、区が Pi0 の清掃業務に関して業者を選定する際は、区と協会が連携し各々かつ全体として、経済的効率的結果となるよう業者選定を行う等の方策も考えられる。

なお、「公の施設」の説明として次の（参考）に地方自治法より抜粋を掲載した。

（参考）

地方自治法第 244 条より抜粋

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

3. 勤労者共済関連事項

(1). 勤労者共済給付金等準備積立基金

【概況】

協会では、中小企業勤労者に対する勤労者共済・福祉事業を行っており、その運営は、次のように定められている。

財団法人大田区産業振興協会勤労者共済事業実施規程（以下、「共済事業実施規程」と称す）

（設置）

第 15 条（ ）は、追加した。）

勤労者共済事業の運営に関し理事長の諮問ならびに意を具申するため、勤労者共済事業運営協議会（以下「協議会」と称す）を置く。

当該事業収入は、事業運営のための会費等収入及び区からの補助金収入等から成っている。

このうち、協会では会員から徴収した会費を主たる財源として、その活動の残金を勤労者共済事業給付金等準備積立基金（具体的には給付金等準備積立預金及び給付金等準備有価証券から構成され、以下、「基金」と称す）に積立てて運用している。

平成 16 年度において、協議会の協議結果も得て 10 年会員に対して記念品として 10,000 円の商品券を給付する決定がなされ、多額の積立預金の取崩が行われた。よって当該「基金」残高は、前年残高より約 13,000 千円減少した。

一方、基金の積立については、「財団法人大田区産業振興協会勤労者共済事業給付金等準備積立基金規程」（平成 7 年 10 月 1 日規程第 17 号）（以下、「基金規程」と称す）第 2 条（積立金額）で「基金として積立てる金額は、毎年度の予算に定める」と規定されている。

しかし、現実には基金の積立額は、前年の「大田区産業振興協会勤労者収入支出決算」における（当期）収入支出差引額を積立てることが慣習になっている。つまり、この慣習によると、予算編成（3 月まで）が、前年度の決算の確定（5 月まで）を待たずに行われているため、正確な確定額をタイムリーに予算に織り込めず、積立額の当初予算額と決算額に乖離が生じることとなる。

【監査の結果及び意見】(前段が監査の結果であり、後段がこれに添える意見)

本来、当該積立基金については、勤労者共済給付金等準備のためのものであり、積立金の目的、事業計画等でその積立金の規模が決まるものと考えられる。よって、目的の必要額を本来予算計上すべきであり、(当期)収入支出差引額、いわゆる当期収支差額に固執する必要はないと考えられる(平成16年度までは、積立金の積立金額につき、特に取扱いの規定は存しなかった)。

また、たとえ(当期)収入支出差引額を次年度予算で積立て、翌年度執行するという方法でも、約1年のタイムラグが生じ、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。さらに、当初から補正予算が必要と考えられるのも望ましくない。

よって、当該積立金の目的に見合う予算措置とその執行をされたい。

また、概況に記載した10年会員に対する10,000円の商品券給付する共済事業実施規程の一部を改正する決定がなされた。その結果としての当該「基金」の多額の取崩は、慶弔関係給付の見直しと同時期に設けられたもの(現会員への給付に重点を置く方向)であることを斟酌しても、当該給付の要否並びに金額に関して、共済事業としての計画的かつ合理的な根拠があるものとは言い難い。

基金の積立て及び取崩については、積立金の目的、当該事業の収支状況、会員数及び会員の年齢構成、補助金の投入割合等を踏まえたうえで合理的基準を設定し、当該基準に合った決定がなされるべきものとする。

(2) 勤労者共済事業の収支状況

【概況】

毎年度、勤労者共済事業の収支状況については、「大田区産業振興協会勤労者共済事業収入支出決算」(以下、「資料」と称す)において協議会で同意されている。

また、勤労者共済事業に係る収入は、主に次にあげるものから構成されている。

- ・ 会員からの入会金収入、掛金収入
- ・ 余暇活動等事業収入(チケットの売上等)
- ・ 区からの補助金収入
- ・ 積立金の運用収入

このうち、少なくとも区からの補助金は毎年度精算され、返納されていると考えられることから、返納後の残額は、協会の資金として残るものとなる。

【意見】

ア. 毎年度、勤労者共済事業に関して当該事業の収支状況を表す「資料」があり、この「資料」はあくまで収支状況を示す点もあるが、決算書の収支計算書としては主に次の点による正確な表示がなされていない。

「給付金等準備積立預金支出」の表示が欄外になっており、「資料」の支出の欄に記載されていない。

資金の把握

本資料の利用目的を明確にするとともに、その目的に合致した適切な資料にすべきである。

イ. 上述の共済事業の「資料」の収入支出差額は、次年度以降の積立金繰入額の指標として活用される。しかしながら、現在の状況は、協会の資金との関係で正確に把握されているとは言い難い。

したがって、目的に合致した「資料」を作成するとともに、協議会の当該「資料」における収支状況の同意について、その意味を明確にするためにも、協会の他事業との区分を適切な形で行い、分離する方向も検討されたい。

(3)．自主事業と補助事業における費用の配賦基準等

【概況】

「余暇活動に関する事業」の中に、会員対象のバスツアーがある。このバスツアーには、協会主催企画の場合と旅行業者企画パンフレット等を利用する場合があります、いずれも申し込み会員に対しての抽選で当選し自己負担分を払い込むことが条件である。

前者 について、協会はバス賃借料分を賃借料として、後者 について、企画が宿泊か日帰りかの区分、会員か同伴家族かによって一定額を利用補助費として補助している。

しかし、さらに協会は、当該補助費用のうち平成 16 年度前者 については、232 千円(バス 8 台分予算の 1/4)、後者 については、93 千円(バス 3 台分予算を目安にした分の 1/4)を区の補助金で賄っている。即ち、この分は補助事業と考えられる。また、 の企画での各々のバスには、協会職員が添乗していることもあり、この人件費も区の補助対象となっている。

【意見】

この のバス代の 1/4 の根拠は、予算承認によるものであるとのことであったが、バスの賃貸に関する費用を自主事業部分と補助事業部分に分けており、自主財源が 3/4、補助が 1/4 という割合についての合理的根拠が明確になってない。 についても同様と思われる。

この 1/4 という割合が予算承認という手続きのみにより任意に決定できることには、その時点の判断が優先し計画性等に疑問が残る。特に定められた基準もなく、協会には他に自主財源である積立金が存在するだけに、この割合が変更されることもあり得ることとなるからである。

また、 、 とも区の補助金部分については、補助事業と解せられることから予算時とほぼ同額補助ではなく実績による精算が必要と考えられる。

その結果として、一般的には、予算時に算定した補助金に対し返戻が生じる場合又は実績の方が多くなる場合があり得る。しかし、現在の処理は、あくまでほぼ予算時に承認された補助金額としており実績精算をしていないため、これらの取り扱いにも合理性があるとは言い難い。

本来、当該事業は、協会の共済会員活動であることから、会員の自己負担超過分については、協会の自主財源による補助で賄うことが、自然と考えられ、区の補助金投入の必要性も含め当該事業の取り扱いを総合的に検討されたい。

(4)．現金等の現物管理

【概況】

協会には「財団法人大田区産業振興協会財務規程」(以下、「財務規程」と称す)があり、第4章 金銭(第22条から第38条)において現金及び預金の出納、収納並びに保管等に関して規定されている。例えば、財務規程第31条第1項残高の照合には、「出納責任者は、現金については毎日の現金出納終了後その残高と帳簿残高とを照合しなければならない。」と規定しており、第32条第1項金銭の過不足には、「金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は遅滞なく出納役に報告し、その処置について出納役の指示を受けなければならない。」と規定している。

即ち、一般的に現金や回数券等の各種チケットは金庫等の特定の保管場所に保管され、必要に応じて随時出納され、当該出納の事実に基づき出納帳等の帳簿に記録されるとともに、出納の事実の裏づけとなる領収書やレシート控等の証憑と照合され、また、日々、残高を検証し、金種表等に残高の事実を明記し、出納帳上の残高と照合の上、出納帳の閉め処理を実施することと考えられる。

【監査の結果】

現金実査という手続きを行ったところ、共済口の現金等について、大半、現金出納帳に残高の記載がない点、日々の残高チェックがなされていない点等、財務規程第26条、第31条を十分に充たしていない管理状況であった。

今後は、現金出納及び各種チケット等(高速券等)の管理を徹底されたい。

(5)．勤労者共済用記念品の給付

【概況】

会員への給付金については(1)に記載のとおり平成16年度の共済事業実施規程の改正により、継続会員で会員期間が満10年に達したとき、及び以降10年経過した毎に、記念品として10,000円分の商品券(大田区商店共通商品券)を給付することとなった。

【意見】

勤労者共済事業の全ての事業が自主財源のみで運営されているわけではなく、補助金の投入を受けている。10年継続会員に対しては、記念品として商品券を交付している。

この給付事業を行った結果、未渡の商品券が、当初見越した以上に発生している。商品券の購入及び在庫の管理方法を見直されたい。

また、先述の1の(1)に記載したように費用配賦との関連から考えると、これ

ら商品券の財源が 100%会費とは言い難く、補助金部分も含まれている可能性もあり、今後共済のこのような事業は、財源を慎重に考えられたい。

(6). ビジネス講習会の費用負担

【概況】

勤労者共済においては、会員及び区内在住の方並びに区内在勤の方を対象に、例年ビジネス英会話等の講習会が開催されている。当該講習会の企画施行は勤労者共済において実施され、講師は外部に委託している。

(講習会概要)

英語初級 英語中級 中国語

定員各 20 名 各全 12 回 受講料 10,500 円/人 (他テキスト代)

参加者 英語 各 20 名 中国語 12 名

当該講習会の平成 16 年度収入総額 (受講者からの収入) は、652 千円、これに対する支出総額は 990 千円となっており、この支出超過分に対する負担は、実質的に協会が自主財源で補助する部分もあるが、講師の謝金部分予算額の 1/3 は、区よりの補助金で賄っている。平成 16 年度の講師の謝金の予算は、720 千円で 1/3 の 240 千円の区補助金が投入されている。講師の謝金実績は、760 千円であるが、予算実績の差額は、協会負担としている。

【意見】

当該事業も協会自主事業と一部補助事業で構成されていると考えられる。

講師謝金予算額の 1/3 という区の補助対象割合が予算承認という手続きのみにより任意に決定できることは、協会には、他に自主財源がある積立金が存在するだけに、特に定められた基準もなく、この割合が変更されることもあり得ることとなる。

さらに、上記概況によると支出超過額は、区の予算額と同額の補助金 240 千円で賄うと、残の 98 千円が協会の負担となっている。このように協会の財源負担が少ない感があるのは、前述の 3.(3).のバスツアーと違って協会負担は、受講者からの収入も含めたところで、基本的に区の補助との割合が算定されたと解せられ、考え方に統一性がないように思われる。

また、補助金の実績精算によっては、区補助金の返戻の問題もあり得る。

当該事業は、会員及び区内在住の方並びに区内在勤の方を対象であることを考慮した上で、費用負担等につき (予算承認だけでなく) 明確な基準の設定が

必要と考える。

さらに、区の補助の対象としての有効性も検討されたい。

4. 個別事項

(1). 特定預金、引当資産等の計上根拠

【概況】

協会では、「退職給与引当預金」、「機器買替等準備積立預金」、「産業プラザ修繕等準備積立預金」、「運営資金等引当預金」、「運営資金等引当有価証券」、「給付金等準備積立預金」、「給付金等準備有価証券」等を、特定預金・引当資産として貸借対照表上、固定資産に計上している。

【意見】

これらの特定預金、引当資産等のうち、計上根拠に不明確なものが存在する。

現在、協会における「退職給与引当預金」以外の特定預金・引当資産等については、支出の発生、目的等が明確化されておらず、「支出の時期は確定していないが、支出の発生が明確に予定され、かつ支出の目的が特定されている預金」という日本公認会計士協会公益法人委員会研究報告第4号の定義に該当しないと解され、同報告の「特定預金の名称を使用したものであっても単なる積立預金や、将来の予想しうる支出額を超えて積立てられた預金」に該当すると解される。

したがって、具体的な計画のもとでの積立とは言い難い面もあり、これらの特定預金・引当資産等の計上根拠を明確にされたい。

(2). 発生主義に基づく賞与の把握

【概況】

現行の公益法人会計基準第6貸借対照表「1貸借対照表の内容」には、「貸借対照表は、当該事業年度におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を表示するものでなければならない」と規定されている。

【意見】

賞与については、年度末時点で支給対象となる期間（協会は、区に準じた支給方法によっているため）のうち発生済みの決算確定時の未払部分については、法的債務性も強いことから流動負債として計上することが望まれる。

(3)．収支報告書の様式等

【概況】

協会では、平成 16 年度より事業別マネジメントを実施しているという観点から、収支計算書の表示方法を変更している。

具体的には、特に従来支出の部の中科目（事業名）小科目（細事業名）節科目（支出科目）別に表示されていた（例、会議費 旅費交通費 等）が、平成 16 年度は、当該支出の部については、中科目を事業名とし、小科目を細事業名とし節科目を削除した。

【意見】

事業別マネジメントを実施していることによる収支計算書の決算書様式の変更とのことであるが、収入における事業区分と支出における事業区分に統一性が無く、収支対応関係を把握することは困難である。よって、経理処理上も事業単位での収支の対応関係を見るには極めて煩雑な処理を経由しなければ見ることはできない状態となっている。

当該変更によって、細事業に係る事業費の把握がなされたことになるが、細事業に係る費用の内訳科目が、表示されないことになった。

事業別のマネジメントの有効性の観点から、可能で合理的なシステムの構築を検討されたい。

(4). 役員報酬規程について

【概況】

協会における役員は理事 9 名（理事長、副理事長、専務理事を含む） 監事 2 名である。そのうち、常勤役員は専務理事 1 名のみである。

協会の常勤役員である専務理事（管理グループディレクター兼任）の報酬については「財団法人大田区産業振興協会寄付行為」（以下、「寄付行為」と称す）第 19 条及び「財団法人大田区産業振興協会役員の費用弁償に関する規程」（以下、「役員弁償規程」と称す）第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき支給している。

常勤役員(専務理事)については、現在、区職員の給与支給基準に準じて報酬が支払われている状況にあるが、特に役員報酬規程はない。

【意見】

寄付行為第 16 条による役員の職務に係る部分については、役員報酬として処理するとともに、役員に関する報酬規程を整備し、運用していくことも必要であると考えられる。

(5). 基本財産の安全性の確保等

【概況】

協会は、基本財産 5 億円を仕組債（パワーリバース・デュアル債）で運用している。償還期間は 24 年から 30 年と長期にわたるものであるが、利回りは年利 3.5～4.5%（当初の金利であり、変動金利）と高利回りと期待されるものである。

【意見】

寄付行為第 7 条 2 項では、「基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、または国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。」とある。このことから、区及び協会は基本財産の安全性を常に注視してゆく必要がある。よって、本運用に関しては、区への定期的でタイムリーな状況報告等がなされるよう望まれる。

また、基本財産ではないが、協会が保有する有価証券（流動資産とその他の固定資産に計上分）についても、常に時価を注視して安全性の確保を図られたい。

(6)．環境福祉展の値引処理

【概況】

協会は例年、区との共催で環境福祉展を開催している。これは区内外の企業より、福祉関連の出展を促し、関係者間の交流や情報交換を目的とした展示会である。

当該展示会の出展に関する募集等の事務手続は協会によって実施されている。出展に関する料金は、「小間利用料金一覧表 兼 割引額一覧表」により予め定められているが、規定料金の値引がなされているものが散見される。

【意見】

規定を超える値引等は、当該理由を明確にした上で所定の決裁を受けることが他の正規出展料金の出展者との公平性の観点からも望まれる。

(7)．大田区産学連携研究開発施設使用における最終決裁

【概況】

協会は、中央八丁目にある大田区産学研究開発支援施設の管理運営を受託している。当該施設の使用に関する募集は、平成 16 年 1 月 30 日を期限として協会により実施された。その後、所定の審査手続を経て、採択された企業と協会との間で、建物賃貸借契約書が締結された。

一方、物件の所有は区であり、区と協会との間で当該施設に関する使用貸借契約が締結されている。当該使用貸借の目的は、「大田区内に事業所を有する企業で、大学等研究機関と共同研究等による製品開発・技術開発を行う企業・団体への支援をおこなうもの」とされており、平成 16 年 1 月 20 日から平成 24 年 3 月 31 日までを当初の契約期間年とし、無償にて貸付を受けている。当該使用貸借の根拠は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 6 号)とされている。

当該契約に基づき、協会は区より当該物件の維持管理義務を負い、同時に水道光熱費、50 万円未満の小修理等維持管理に関する一切の料金も負担する義務を負う。その反面、当該使用貸借契約に基づき、物件の賃貸借契約の契約主体は協会となっており、賃料の設定並びに収受も協会が実施しており、既述の Pi0 における利用料金制度と類似した形態となっている(厳密には当該物件は区の普通財産に該当することから、利用料金制度ではない)。

【意見】

当該施設の審査後の決定承認は、「財団法人大田区産業振興協会事務局の組織及び庶務に関する規程」(以下、「組織規程」と称す)により、当該事業が組織規程の第6条関係、別表1の件名6の1、重要な申請照会、回答、報告及び通知をすることに該当すると解される。このように考えれば、理事長決済が必要であり、書類として残すべきである。

一方、区の物件を使用貸借している企業との賃貸借契約に基づく収支について残が生じた場合の取り扱いには、他の事業に使用されることなくあくまで本来の目的に充当されるよう留意されたい。

以 上